

令和5年蘭越町議会第3回定例会会議録

○開会及び閉会

令和5年 9月13日
開 会 午前10時00分
延 会 午後 3時44分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

6番 向山 博 7番 難波 修二

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明

日程第4	一般質問	金安 英照 難波 修二 北山 正一 佐々木雄三 赤石 勝子
日程第5	同意第1号	蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6	議案第1号	示談の締結について（公用車事故）
日程第7	議案第2号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第8	議案第3号	令和5年度蘭越町一般会計補正予算（第4号）
日程第9	議案第4号	令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第5号	令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第6号	令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
日程第12	認定第1号	令和4年度蘭越町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	令和4年度蘭越町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	令和4年度後志公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	令和4年度蘭越町地域振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	令和4年度蘭越町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号	令和 4 年度蘭越町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9 号	令和 4 年度蘭越町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 10 号	令和 4 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 11 号	令和 4 年度蘭越町特産品開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13 意見書案第 1 号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和5年第3回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和5年第2回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

また、暑くなっておりますので、上着の着用については各自の判断でお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番向山議員、7番難波議員を指名いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

令和5年第3回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から15日までの3日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

なお、議長からのお話もありましたが、マスク、ネクタイ、上着等につきましては、3回定例会と同様、自由とするということで議運でも協議してございますので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から15日までの3日間とし、14日は休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間とし、14日は休会とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長(金秀行) おはようございます。

第3回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第3回蘭越町議会臨時会が開催されました8月9日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、8月15日、火曜日、11時から、この日ははたちのつどいが、町民センターで執り行われ、お祝いの御挨拶をいたしております。

当日は、熊谷議長、永井副議長にも御臨席を賜り、また恩師の先生もお招きし、町内外から30名のはたちの若者たちが出席をしております。代表して中村唯楓さんが、はたちの決意を述べられ、式典後、会場では、友人との久しぶりの再会を喜ぶ姿もみられ、終始和やかな式典となりました。

8月17日、木曜日、9時30分から、この日は道営農地整備事業連絡協議会の向山会長をはじめ町内5地区の期成会会長が来庁され、道営農地整備事業に係る農家負担について、引き続き町独自の軽減対策に係る要望を受けたところでございます。

2ページ、8月28日、月曜日、2時15分から、この日は後志総合振興局管内広域連携推進検討会議及び後志地域づくり連携会議が真狩村公民館で開催され、出席しております。

後志総合振興局管内広域連携推進会議は、人口減少や少子高齢化により地域に顕在化する課題の解決や、地域における持続的で多様な行政サービスの提供について、市町村における広域連携の取組を北海道が支援

していることから、後志地域の实情に応じた広域連携による対応の方向性を協議検討し、連携の取組を推進することを目的に、振興局が開催したもので、私を含む羊蹄山ろくの町村長が出席をしております。

会議では、北海道と管内において取組が進められている広域連携加速化事業の状況について、情報提供されております。

また、当該会議終了後、引き続き行われた後志地域づくり連携会議ですが、北海道総合開発計画と北海道総合計画の見直しに伴う地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討・共有し、連携・協働の取組を推進することを目的に、小樽開発建設部と後志総合振興局が合同で開催をしたもので、羊蹄山ろくの町村長のほか、JAようてい、倶知安商工会議所、ニセコ町及び倶知安町の観光協会の代表者が出席をいたしております。

会議では、地域づくり推進ビジョン等の進捗状況、北海道開発局及び北海道の次期計画策定に向けた動向についての報告が行われたほか、ゼロカーボンの推進に向けた地域の合意形成について、意見交換が行われたところでございます。

8月31日、木曜日、8時30から、この日は昆布町の佐藤信衛さんが、北海道国民健康保険団体連合会后志支部より表彰されましたので、伝達をさせていただきます。

佐藤さんは、平成10年4月から蘭越町国民健康保険税審議会委員を務められており、平成29年4月から同審議会会長として、国民健康保険事業の重要性を深く認識するとともに、事業運営に関する重要事項の審議に対し、積極的に意見を述べられ、適正な事業運営に大きく貢献され、この度の受賞となったものでございます。

9月1日、金曜日、10時から、この日は日本風力開発株式会社の塚脇前社長が、9月7日、東京地検特捜部に受託収賄容疑で逮捕された秋本衆議院議員に多額の資金提供を行った問題で、同社の北海道支社松本支社長ほか説明のため、来庁をされております。

冒頭、当日午後に発表された塚脇前社長の社長辞任について説明があり、また、同社のグループ企業が本町で開発調査を進めております、陸上風力発電について、本年度予定していたFIP制度による買取制度の申請は、地元住民等の理解が得られないため、見送ることで合意をいたしております。

同社については、信頼回復に努めたいということで、私といたしまし

ても今後の推移を注視しながら、必要に応じて議会に報告させていただきたいと考えております。

9月3日、日曜日、12時から、この日はシミックグループと蘭越町外で組織する蘭越町生薬プロジェクト生薬料理試食会実行委員会による蘭越産薬用植物の料理試食会が開催され、熊谷議長、佐々木議員にも参加いただくとともに、私も名駒地区の敬老会の後の途中から参加をいたしたところでございます。

当日は、道内外の有名シェフ5人による蘭越産薬用植物を使った料理の披露とプレゼンテーションが行われ、幽泉閣の村瀬料理長が調理した3種類の薬用植物料理を、招待客と来場者、スタッフ併せて80名に試食をしていただきました。

その後、シェフや招待客による薬用植物の可能性などについて意見交換が行われております。

また、当日の運営には、商工会女性部10名の方々からも御協力をいただいたところでです。

私からは、シェフの皆さんに本町薬用植物のPRをお願いするとともに、令和2年2月から始まった本プロジェクトも新たな段階に入り、今後の展開が期待されると申し上げたところでございます。

次に、主な農作物の生育・出荷状況について御報告を申し上げます。

これまでの気象概況ですが、8月は異常な高温で推移し、平均気温で平年よりプラス4.4度、最低気温でプラス4.7度となりました。

降水量は少なく、平年比で40%程度、日照時間は平年並みでした。

主な農作物の生育・出荷状況でございますが、水稻は、平年より12日早く、不稔歩合も平年並みとのことです。穂数、一穂粒数ともやや少ないことから、一穂粒数平年比95%で、総粒数は少なく、平年比90%となっておりますが、不稔粒が少ないことから、稔実粒数は平年比92%となりました。

登熟期間が高温であったため、被害粒、胴割れ、白未熟など小粒による高タンパク米の発生が懸念をされております。

収穫は、8月下旬から始まっており、平年より10日以上早く、玄米パウ受調製施設では、9月6日から受け入れを開始しております。

馬鈴薯ですが、早掘り用は7月末から受入が始まり8月下旬に終了しております。玉は大きめです。

一般用は8月26日から受入が始まっております。

大豆の収穫は、9月下旬頃に平年並みの生育とのことをございます。

秋小麦は7月中に収穫が終わり、前年並み、春小麦は8月10日に収穫が終わり、5から10%の収量増だそうです。

メロンは、本町分受入数量は8月19日現在1万3,192箱で、前年同期の101.8%となっております。

販売状況につきましては、7月上旬までは出回り数量が少なかったことにより荷動きがスムーズだったことから、安定した単価で販売が続いておりましたが、海の日絡みの連休から現在に至るまで各産地出回り量が増加したことから弱含みでの販売展開となりました。

お盆明け以降、道内外の観光需要に向けた動きが活発になり堅調相場で推移をしております。

中心規格は秀5玉8キロ5,000円で、前年同期と比べ500円ほど高くなっております。

トマトは、本町分受入数量は8月31日現在443.3トンで、前年同期の127.2%となっております。

受入数量は7月28日から8月2日まで、日量20トンを超える日が続き、その後20トン前後を継続しておりました。

品質は選果秀品率が8割程度あるものの、全国的な高温により着荷時点で軟化症状がやや見られるそうです。

販売状況につきましては、他産地産が7月末頃から出回り量が増加したことに伴い、厳しい販売環境が続いておりました。

現在については、各産地出荷数量が落ち着いており、今後は出回り数量の減少に伴い、相場は強含みで推移する見込みとなっております。

中心規格秀M4キロが2,100円から1,900円と、昨年同期と比べ300円ほど高くなっているとのことです。

以上で、主な農産物の生育・出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、第7回せせらぎまつり中止について、御報告を申し上げます。

これについては、佐々木議員から一般質問も出されておりますが、7月23日開催予定でありました第7回せせらぎまつりについては、6月29日に発生した蒸気噴出に伴い、実行委員会では開催の是非について協議を進めておりましたが、中止ではなく開催できるよう一旦延期するとの報告がございました。

8月18日開催の第4回実行委員会で、蒸気噴出が止まり、埋め戻し

作業を開始したが、これから開催の準備を進めても時間を要すること、秋の収穫時期、あるいは他のイベント行事も予定されており、開催は厳しい、また時期的に川でのアクティビティ実施は寒くなり、メインの内容が盛り込めなくなるのであれば中止はやむを得ないとの意見があり、最終的には中止との結論に至った報告を受けております。

この実行委員会の決定を受けて、町においても開催は困難であると判断をいたしたところでございます。

以上で、第7回せせらぎまつり中止についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

同意第1号につきましては、蘭越町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるものでございますが、12月3日に任期満了となります委員について、地方税法第423条第3項の規定に基づいて、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号につきましては、公用車の事故による示談の締結について議決をお願いするものでございます。

令和5年7月6日、喜茂別町中山峠駐車場でバックしたところ、駐車していた相手方車両バンパーに接触をしたものでございます。

相手方の現状復旧費が確定したことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談締結の議決をお願いするものでございます。

議案第2号については、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての議決をお願いするものでございます。

団体の新規加入に伴い、北海道市町村退職手当組合理約の一部を変更するものでございます。

議案第3号につきましては、令和5年度蘭越町一般会計補正予算第4号でございますが、歳入歳出それぞれ4億7,224万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、旧川上小学校工作物撤去工事301万4,000円、財政調整基金積立金2億円の追加。公共施設整備基金積立金1億5,000万円の追加。新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料713万1,000円の追加。地熱開発蒸気噴出事故対策費では、水質検査手数料1,800万円の追加など、合わせまして3億9,038万円の追加。民生費では、蘭越ひばり幼稚園施設整備事業補助金542万3,000円、子ども・子育て基金積立金2,010万円の追加。

蘭越保育所空調設備増設工事実施設計委託料236万5,000円、昆布保育所空調設備増設工事481万8,000円、学童保育所空調設備増設工事459万8,000円など、合わせまして3,873万7,000円の追加。衛生費では、会計年度任用職員報酬109万6,000円の減など、合わせまして108万2,000円の減。農林水産業費では、経営継承・発展支援事業補助金100万円、農地利用効率化等支援事業補助金300万円など、合わせまして577万2,000円の追加。商工費では、会計年度任用職員報酬89万7,000円の追加、地域おこし協力隊員助成事業補助金42万5,000円など、合わせまして208万円の追加。土木費では、町道除雪委託料1,695万9,000円の追加。排雪運搬委託料750万円の追加。普通河川鮎川法面修理233万2,000円など、合わせまして3,223万4,000円の追加。教育費では、蘭越小学校空調設備増設工事実施設計委託料292万6,000円など、合わせまして412万円の追加となり、歳出総額4億7,224万1,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、普通交付税3億1,212万7,000円の追加。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金691万4,000円の追加。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金449万3,000円の追加。子ども・子育て基金繰入金2,013万円の追加。蒸気噴出対策経費負担金2,180万4,000円の追加。臨時財政対策債1,531万4,000円の減など、合わせまして歳入総額4億7,224万1,000円を充当するものでございます。

議案第4号につきましては、令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ10万4,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、福祉車両修繕料10万4,000円の追加。歳入につきましては、自動車損害共済金10万4,000円を充当するものでございます。

議案第5号につきましては、令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第2号でございますが、予算第4条の2に定めました、特例的収入及び支出を令和4年度簡易水道事業特別会計の決算額の確定により、未収金1,097万7,000円を1,139万5,000円に、また、未払金309万1,000円を243万円にそれぞれ改めるものでございます。

議案第6号については、令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予

算第1号でございますが、予算第4条の2に定めました、特例的収入及び支出を令和4年度農業集落排水事業特別会計の決算額の確定により、未収金497万5,000円を501万3,000円に、また、未払金619万6,000円を449万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。

認定第1号から第11号については、令和4年度蘭越町一般会計歳入歳出決算をはじめ、各特別会計の令和4年度歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するものでございます。

報告第1号は、健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和4年度決算に基づくそれぞれの比率について、監査委員の審査意見とともに御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番金安議員、質問席へ着席願います。

5番金安議員。

○5番（金安英照） おはようございます。

5番の金安です。よろしくお願ひいたします。

私から、今後の地熱発電事業推進について、町長にお伺ひいたします。

今回の噴出事故を踏まえ、本町での地熱エネルギー、地熱開発に対する考え方に変更があるのかどうかをお伺ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の今後の地熱発電事業推進についての御質問にお答えをいたします。

本年6月29日、午前11時30分頃に湯里地区で発生した地熱発電の資源量調査による蒸気噴出につきましては、8月18日に注水作業の効果によって蒸気の噴出が抑制され、8月28日の井戸の埋め戻し作業の完了に伴い、2か月間に及んだ事故の根本的な解決に終止符を打つことができました。

今後は、農業者や健康被害に遭われた方、休業を余儀なくされた事業者等への補償、風評被害、環境被害の把握、復旧等について、三井石油開発株式会社に引き続き、真摯な対応を求めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、議員からの今回の噴出事故を踏まえ、本町での地熱エネルギー、地熱開発に対する考え方に変更があるのかとの御質問についてですが、2050年度のカーボンニュートラルの実現に向けて、国や北海道が再生可能エネルギーの導入を推進し、本町においても蘭越町地域新エネルギービジョンを策定し、取組を進める中で、地熱エネルギーは、天候等に左右されない安定的なベースロード電源として期待をされており、私といたしましても、陸上風力、洋上風力と同様に、町の地域特性が最大限活かせるエネルギーとして、大いに期待している考えに今も変わりはありません。

本町における地熱開発は、平成28年度から事業者による資源量調査が始まったことを受けて、翌年、二セコ町及び本町の温泉事業者、環境・エネルギー・観光関係団体、地元有識者などで構成され、道内電力事業者のグループ企業である総合建設コンサルタント会社が事務局を務める二セコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会を二セコ町と共同で設立・運営をし、地域における地熱資源に対する理解促進等を進めてきた経過でございます。

したがいまして、今後の地熱事業についても当該協議会での協議を経て、進められていくものと考えております。地熱事業を推進するに当たっては、今回の事態を受けて、事業者には原因の究明、対応について、求めてまいりたいと考えております。

なお、今実施している三井石油開発株式会社の事業は、資源調査事業

ですので、本格的な事業化を行うまでには、段階を踏んでいかなければならないというふうに考えおりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） 町長、ありがとうございました。

今回、私かね、噴出に係る最初の質問であります。この後、難波議員、北山議員と続くわけですが、私やっぱり大枠をね、お聞きしたかったってことなんですよ。町の思いとかね、考えとか、そのマインドをね、支柱にしていけばね、それを柱にしていけば、ぶれずに、これからの議論、今後の展望、対策、統率に繋がっていくのではないかと思います。このような質問をね、まずさせていただきました。

実際、噴出が続いてるときからもそうでしたし、それから噴出が収まってからもですね、町内外問わず多くの方からね、この後どうすんだよ、続けるのかと。こういう声と、もういいんだべって、もういいんだべっていうのはもう、もう調査やらないんだべっていう声とね、中にはですよ、今はまだそれどころじゃないっていうね、声もお聞きしました。

先ほど町長かね、おっしゃられた町長のお気持ちはあの本町のね、地域強靱化計画、令和5年4月改訂版にね、ライフラインの確保として、再生可能エネルギーの導入拡大、エネルギーの地産地消を図るための重点項目であると。地中熱、地熱発電等のプロジェクトもね、着実に推進していくべきとされておりますから、先ほどおっしゃられたその利活用委員会もそうなんですけれども、町はこうだっていうのがね、こうやって記載されてた。記載されてるってことですよね。

ちょっと、地球の話になっちゃうんですけども、私達の住んでる地球っていうのは、太陽からエネルギーをもらって、その温まったね、熱は宇宙へ放出されていくわけなんですよ。これが地球の息吹でしてね、しかしながら、この熱を通さない温室効果ガスと呼ばれる物質が空気中に増え続けたり、溜まっていってしまうと、地球の熱は外に逃げにくくなって、まるでサウナの中にいるような状態に陥ると、これが地球温暖化であるとされてます。この温室効果ガスというのは、自然界にも当然あるんですけども、その多くは私達人間が出す二酸化炭素であるってことがね、わかったと。私達が今生きているためのエネルギー、石炭、石油、天然ガスなどが、18世紀の頃からずっと出し続けていたって

言われてるんですけれども、でもそれはね、文明の発展で、このままでは地球が大変だって警鐘が鳴らされたのはね、この数十年であってね、当時はやっぱりわかんないですよ。それは。ただ、その世の発展とともに、私達が豊かになっていくにしたがって、地球に悲鳴を上げさせてきたってことなんですよ。気温の上昇、台風の巨大化、豪雨の発生、水不足、森林火災、農作物の減少、伝染病など、この地球温暖化のね、つけが今、こうやってね、世界中に返ってきてます。わかった以上は、やっぱりこのつけをね、返していかないといけないですよ。地球がやっぱり元気になってもらわないといけない。そのためにも二酸化炭素を排出しない再生と供給が常にその地球の中で続けることができる、いわゆる再生エネルギーへの推奨と切り替えが、今、全世界で急ピッチで取り行われてるっていうところですよ。地熱エネルギーで申しますと、地球の熱を利用し、蒸気で直接タービンを回し発電をさせる。暖房、冷房、蓄熱、温泉などの利用は多岐に及ぶとされ、その地球内部から発せられるこのエネルギーの高熱の期間というのは、これ今後数十億年って見られてるんだよ、地球が滅びるまで、この地熱っていうのはあるってことで、その非常に将来性のあるエネルギーであるってことがね、最近わかってます。

今回、このようなことになりましたけれども、先般の住民説明会でも、三井さんのほうがね、この地は、熱資源がね、大変豊富であるとかのよう認識を示しておりました。町の皆さんね、やっぱり今、こうやって噴出が止まってね、これから大変なもの、相手があるってということもね、そういうのも、だから今、それどころではじゃないのも、皆さんも重々承知ですよ。ただ、承知の上でね、皆さん、今一番聞きたいってことは、町はやるのかやらないのかって。金町長、やるのかやらないのかっていうところがあります。いつやるかとかね、どこでどうやるかとか、その具体的なことはもう全然、後です。全然あとのほうです。ただその町の示す方向は確認して、やっぱり認識しておきたいと、それに沿ったね、生き方をね、私達はこれからしていかないといけないっていう思いであります。ですので、再度、調査の変更がないということによろしいでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えしたいと思います。

非常に、地球温暖化に伴う二酸化炭素の影響の説明もですね、今、して

いただいたところでございますが、私の答弁で申し上げたとおり、本町での再生可能エネルギーっていうね、その導入についてはカーボンニュートラル、これを進めていく上では必要なエネルギーだっているというその認識は変わってはいないということです。ただ、その再生可能エネルギーの必要性和、それと三井石油開発の蒸気噴出を起こしたというね、その事実、そこをきちっと検証しながら進めていかなければならないという考え方を持っております。

ですから、再生可能エネルギー、地熱も含めて、今後の対策については、先ほど申し上げましたニセコ町と共同で行っている地熱資源利活用協議会、これは温泉事業者も入ってますし、関係機関、みんなが入って、これまでは調査を推進していくという部分の中で進めてきておりました。順調にですね、三井さんも5本の掘削をしながら、これまでそういう噴出ということもなく進めてきたんですが、今回のその噴出に伴ってね、まずいろんな方々の影響出てる、これはきちっと三井さんのほうで責任を持って、私は対応してもらわなかったらならない。それがまず最優先だというふうに考えております。

そのような中で、今後、協議会含めながら、この地熱発電事業の推進の必要性、これは十分ですね、事業化になるまでには相当なまだまだ期間を要するんですよ。今、調査という段階ですから。

ですから、いろんな町民の皆さんの、また考え方とか、そういうものもありますので、協議会含めて、またいろんな町民の声とか、そういうのを聞いてですね、私としては、再生可能エネルギーは必要だと、必要で、地熱っていうのは安定的なベースロードというかたちのものを持っていますが、今回の噴出という部分に対してね、町民がどのような考え方を持っているのか、そういうのもきちっとお聞きした上でですね、今後の推進について検討してまいりたい。

三井さんも、いろんな町民説明会の中では、今は今後どうするかということ、全くまだ今は考えてないっていうかですね未定だと。まずはこの対策に最善を尽くすというふうに言うておりますので、私も繰り返しになります。再生可能エネルギーの必要性和、今の噴出、この部分はですね、まずそれぞれの部分の中で、先に最優先としてやらないと、やるべきことは進めながら対応してまいりたいという考え方でございます。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） どうもありがとうございました。

議会としてもですね、今後しっかりと注視して、協力させてもらう所存でございます。よろしくお願いいたします。

それとね、町長、もう一つあるんです。これはあの質問ではないんですけども、思いとしてね、受け止めていただきたいことがあります。

これは江戸の風評被害っていう本なんです。久しぶりにですね、引っ張り出して、ちょっと読み直してみました。今から300年前、江戸の町で起きた風評ですよ。主だった八つの出来事が、当時の資料をもとに検証されております。読んでおきますと、江戸時代もね、今の時代も、この風評被害、情報被害ってのはね、ちっとも変わってないんですね。確かに今のテレビというね、なんですか。情報伝達の媒体があって、その通信状況っていうのはね、当時とは比較にはなりません、それでもその当時の口伝え、口伝ですよ。それから、手紙、瓦本などの印刷物によって、この人々に伝播するスピードっていうのはね、瞬く間に拡散されたっていうことであります。今もね、昔も、こうやって風評が発生する原因っていうのはね、やっぱり不安からです。急に不安なことが起こる。悪いほうに考え、想像する、不安感が増す、疑心暗鬼になって、それが共有されていく、その共有の伝わり方の過程でリアリティが高まる。そして、ありもしない一つの話ができあがる。こういうことの繰り返しですよ。さらに、これに尾ひれやはひれが付く。最初は皆さん、一人一人が不安であっても、一つの運動体になってしまえば、必要以上に煽ってみたり、面白かったりする。昔も今も、これは変わらないですわ。ただその、いつの世もね、風評が混ざったためしというのはありません。今後もね、それもありえませんが、やはり風評はね、所詮、風評でね、無常の風に散るだけだと思っております。ですので、今回ね、町長、私は大枠でのまちの方向性を示していただきたいと申したのは、やっぱりその不安感の払拭です。示す方向がね、共有されていけば、災いはね、必ず転じていきますから、これをね、追い風に、なってもらいたい。そして願ってやみません。

今ではね、蘭越町の噴出のニュースもテレビからめっきり減って、連日の報道をね、満額受け止めて見てきた方々、今どうですかね。その後も、日々いろんなニュースが流れていて、もうすっかり払拭をして、別の話題に興味や関心が移ったんですかね。だからそうやって、速報的なも

の、話題性のものに倦むと、倦んでいくと、あとはね、もう残るものがね、真実しかないですよ、これ。この町に残ってる真実をですね、一つ一つ、また皆さんでリロードね、していけばいいと思いますよ。例えば、例えばですけどね、その真実の一つにね、本町のやっぱり美味しさっていう強みがあります。仕事でね、遠方に行く際には、夏になれば、野菜、果物、秋になれば、新米をですね、お参りのね、御挨拶としてお供えさせていただいてます。後日ね、美味しかったって電話に、礼状いただくんですけども、この夏はですね、美味しかったという言葉のね、上と下にですね、本当に美味しかったですと、ね、頑張ってください応援してますとかね、改めて美味しいと感じました。感じてます。私も微力ながら宣伝していきますなどね、こういうね、お言葉をね、いただけてるんです。美味しいという言葉の上にね、本当にとかね、改めてっていうことがついてること自体がね、皆さん、町のことをね、鑑みてもらったっていう証だと思うんですよ。本当に激励までいただいて、町長、どうですか。これがね、僕、本当のね、答えだと思いますよね。本当にありがたいお話でね、それを農家さんにお伝えしますとね、農家さんもね、本当に良かったってね、ほっとされて喜んでくれてますよ。その間に煽るやつとかね、面白がるやつがないから、こうやって生の声がね、いただけるんだなって感じてます。この応援の声っていうのがね、もっともっとたくさんあると思いますし、もっともっと広まってもらいたいです。私は農業についてはね、本当に門外漢でね、発することさえできないんですけども、この美味しさというのは、やっぱり皆さんの結晶です。その美味しさをね、みんなで宣伝してPRして、年々年々こうやってブランド力をね、高めて、今日がね、あるわけじゃないですか。美味しいものをね、味わっている最中も誰もが幸せなんですよ。それより上に風評なんてね、立つわけないんですよ。ですのでね、町長はもう逆転の発想でね、やっぱりあの臆することなく、例えばその美味しさの再発信ですとか、蘭越町の風土ですとかね、町の皆さんのこととかですね、改めて、今回の件で受けた悲しみがね、報われるような町でできること、みんなでできること、頃合いを見てですね、一策講じていただきたいっていう思いであります。

ちょっと長くなりました。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えします。

この後の難波議員、さらには北山議員の質問の中でもお答えする部分があると思いますが、今回の風評被害、議員がおっしゃったとおり、これは不安からくるっていうのは本当にそうだと思いますね。蒸気噴出してですね、川が真っ白に濁ったという、いろんな報道がされてですね、全国的に蘭越町全域がそういう被害っていうかに陥ったっていうですね、そんなような感じに本当に思われたっていうのは、これは事実だと思いますね。その中から、いろんなこれまで蘭越を応援していただいた方がですね、一時はそういうらんこし米に含めてもですね、4年産のらんこし米をふるさと納税で断ってきたとかね、そういう事実もありました。本当に残念なことだなというふうに思いました。

ですから、蒸気噴出が止まって、今、元の蘭越町の平常に戻すため、このためにですね、ただ時間を、黙っていれば、すぐ元に戻るかといったらそうではないというふうに思うんですね。やはり、50年間かけたらんこし米のブランド、いろんなそういうものが一瞬にして失われたっていうことはこれは事実なんですよ。それをいかに取り戻すかっていうことが大切だと思っております。

ですから、蘭越町の資源、自然とか農産物とか、豊かなそういう資源をですね、また町内外の人方にPRしながら、蘭越町の信頼を回復する、そのためには、私は町の代表者として、いろんな場ですね、安心安全だということをPRをしていきたいですし、また、今、新米が出回った部分の中で、議会の皆さん、そして生産者の皆さん、そういう方々の協力を得てですね、札幌等含めて、大々的に私はPRをしながら、蘭越の安全性を訴えていきたいと、そういう今、計画もですね、担当のほうで行っております。

ですから、繰り返しとなりますますが、この失ったって、それは町内外の人方が判断をするんです。町民の人方も非常に不安だったと思います。今、やっと収まって、元の生活に戻りつつある、その方々の対策と併せて、失われた蘭越ブランド、そのものをいかにして取り戻すか、私は先頭に立って今後もやっていきたいと思いますが、それには議会の皆さん、町民の皆さんの協力もないとですね、やはり蘭越町から強い発信ができないというふうに考えておりますので、いろんな部分で、これから計画しながら実行に移してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を願

いたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、金安議員の質問を終わります。

次に、7番難波議員、質問席へ着席願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

地熱資源調査の水蒸気噴出事故についてということで、質問をさせていただきます。

この質問は、8月24日に事務局のほうに質問通告をしておりましたので、その後の作業の進展等による変化もありましたし、また、その後の事業者の説明などで一部理解できた部分もありますので、現状とすぐわないという質問になっておりますけれども、通告のとおり、質問をさせていただきます。

宇湯里の水蒸気の噴出は、事業者の抑制作業により一定程度収まったようですが、一日も早い終息を願っております。

そこで、これまでの一連の対応で課題となっていた点や、今後の取り組みの予定等についてお尋ねいたします。

- 1、健康被害や生活用水被害、一時避難された方々への対応の顛末。
- 2、農産物販売や観光事業キャンセルなどの損害賠償の状況。
- 3、今後懸念される風評被害への対策の取り進め。
- 4、水質調査や大気などの環境調査の継続実施。
- 5、今後の地熱資源調査と、その後の事業計画への対応。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の地熱資源調査の水蒸気噴出事故についての御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問ですが、はじめに、健康被害の方々への対応については、事業者が公表している体調不良の申し出をされてる方は19名で、これは直接事業者へ連絡があった方と、町の相談窓口へ御相談があった方々の人数となっております。

蒸気噴出に伴う町の健康相談窓口は、7月5日に健康推進課に設置をし、保健師が対応しております。

体調不良や不安な気持ちを訴える方のケアとともに、症状緩和のための受診を希望される方には受け入れ可能な医療機関への情報をお伝えしております。

また症状が継続している方には、経過確認を行うよう取り組んでおりますが、これらの情報は全て本人の了承を得た上で、事業者へ提供をしており、それぞれ対応がなされているとの報告を受けております。

しかし、その対応内容につきましては、御本人の同意をもとに情報開示されていることから、町では詳細な対応の顛末を把握しているところまでには至っておりません。併せて、事業者へ直接連絡された方に係る対応につきましても、町が報告を受けてはいませんが、私から事業者の責任において、こうした健康被害を訴えられた方々への真摯な対応を、三井、会社のほうにお願いをしているところでございます。

次に、簡易水道については、生活用水の安全性を確認するため、昆布、蘭越地区で水道法に定められている全項目検査を週1回実施し、その結果は町のホームページで公表をしております。また、個人で設置している飲用井戸の希望者に対して、ヒ素検査を実施した結果、24検体のうち3検体について、水道水の飲用基準0.01ミリグラムを上回る数値が検出をされております。

ヒ素が検出された井戸については、町から飲用を控えるようにお伝えし、その後、8月4日に倶知安保健所の立ち入り調査も実施され、飲用指導が実施されております。

飲用井戸は年1回の水質検査が設置者の努力義務とされておりますが、その項目の中に、ヒ素は入っておらず、比較のデータがないことから、今回検出されたヒ素が自然由来のものか、蒸気噴出の影響かを判断することは現時点では難しい状況となっております。

次に、一時避難についてですが、蒸気噴出抑制作業のため、道道岩内洞爺線の一部区間で8月7日から通行止めの規制が実施されたことに伴い、規制区域に居住する住民の方々に対し、一時避難が事業者から要請をされました。

規制は17日に解除されましたが、当初予定していた21日までの間、周辺住民の一時避難先として、近隣の町の宿泊施設に人数分の部屋が確保されておりましたが、一時避難の要請は強制力がないために、全ての

住民が応じたわけではなく、また個々の仕事や用事の関係で、日によって変動もあったことを、事業者より確認をしているのみでございます。

2点目の御質問ですが、はじめに、農産物販売の損害賠償の状況については、9月5日蒸気噴出対策連絡会議が開催され、その中で、損害賠償についての質問が出されております。事業者側では、農業者から個別に話を伺っており、被害を正確に把握した上で補償をしたい。現在、手続きや支払いに向けた対応を拡充しており、準備が整い次第、その内容についてホームページ等で公表をしたいとのことでした。

また、観光事業については、噴出発生に伴い、湯里地区をはじめ、昆布地区等の観光事業者から町へ問い合わせがあったことから、相談内容を聞き、事業者へ情報提供をし、対応をお願いしている状況であります。

なお、事業者側では観光事業者全体のヒアリングを実施していると報告を受けております。その中で、観光事業キャンセルなどの損害賠償の状況ですが、事業者へ確認したところ、ヒアリングを実施した、因果関係のある観光事業者から随時、噴出に伴うキャンセル状況や予約状況等の個別相談を行い、実態を把握した上で、誠意ある補償実施に努めると伺っております。

次に、3点目の御質問ですが、今回の事態によって、周辺の大気や河川からは基準を超える濃度のヒ素が一時検出され、森林が変色し、白濁した河川や健康被害が、連日テレビや新聞で報道されるなど、本町がこれまで築き上げてきた全体のイメージが大きく損なわれました。

とりわけ農産物に影響があると考えており、先般、二度にわたって開催された蘭越町地域ブランド確立検討委員会において対策の検討が行われております。

その概要ですが、生産者の売上に係る影響の把握と対応、蘭越産農産物のブランドの回復、中長期的な視点での生産者に望まれるブランドの向上、この3点を柱に、蘭越の農産物の美味しさを中心にPRしていくことが確認されたと報告を受けたところでございます。

町が喫緊で最優先に取り組むべき事項は、風評被害の払拭に向けた取り組みでありまして、短期的に取り組むべき事業はもちろんのこと、今後、何年必要になるかわかりませんが、中長期にわたって取り組みを進めなければならない事業については、町の信用回復に資するまちづくりマスタープランを策定をいたしますが、併せて、私と熊谷議長で事業者と事業者を統括する親会社の方に、町民が誇りの持てるまちづくりの再

構築に向けた施策に関する支援の要望を行うことを予定をいたしております。

4点目の質問ですが、水質検査の今後の対応については、当面の間、事業者の負担により、簡易水道の全項目検査を継続するとともに、飲用基準を超えた井戸の月に1回程度のモニタリングの継続、設置者に対する飲用指導の実施を継続してまいります。

俱知安保健所をはじめとする関係機関や、専門家などの意見も踏まえながら、モニタリングの頻度や期間の決定など、適切に対応を進めたいと考えております。

なお、個人で設置している飲用井戸の検査結果の公表については、個人の特定につながることから、具体的な場所や数値の公表はしないこととしております。

次に、大気に関する環境調査については、大気中にヒ素が混入し、怖くて窓が開けられないという町民の訴えに 대응するため、事業者が大気粉じん中のヒ素濃度をモニタリングしているもので、7月20日から観測が開始され、これまで5回にわたって、町内外の延べ13地点で16回行われ、結果については、事業者のホームページで公表をされております。

今後の大気に関する環境調査の継続実施ですが、事業者が組成する専門家による環境影響評価会の答申、蒸気噴出対策連絡会議に代わる新たな会議体を通じた関係機関からの意見などを参考に決定していくものと考えております。

最後に、5点目の御質問ですが、今回蒸気が噴出した井戸については、既に廃坑措置がなされており、今後の地熱資源調査については、事業者からまだ何も説明は受けておりませんが、先ほど金安議員からの御質問でもお答えしましたとおり、事業の計画に当たっては、ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会での協議を経て進められていくものと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） だいぶわかってきた点もありましたし、今の町長の答弁で理解をできる点もあります。それで、項目ごとに何点が改めてお聞きをしたいと思います。

様々、テレビ新聞等の報道でですね、連日、具体的に報道がなされまし

た。テレビでは白濁した河川がずっと流され続けて、ヒ素が河川に流出していると。あるいは、農業の取水に流出をしていると、こういう報道がありましたし、井戸水からも3件の検出がされたと、こういう報道もありました。それから19人が健康被害を訴えてると、そういう一つ一つのことがもう独り歩きしちゃってですね、これはもう、蘭越町が大変なことになってるといふ、そういうことが、この2か月間だったんじゃないかなと、こういうふうに思っているわけでありませう。

それで、そういうことにどう町としてどう対応していくかということが、やっぱり大事だといふふうに思っているわけですね。

それで1点目の、その健康被害、それから生活用水3件がヒ素が混入していたと、それから一時避難された方々へ、どういうふうに対応したかといふ、そんなことをやっぱり町として、その対応、事業者が対応したその顛末がどうなったかといふことをね、やっぱりしっかりと報告を受けなきゃだといふ。ですから19人の方、町に直接連絡あった方は、10数人でしたっけね、なんかそういう方が町のほうに届けたと。それは事業者に行ってその方も含めて19人いると。事業者はその19人の方にどう対応して、その内、本当に大変で病院にかかった方もおられますし、ちょっと喉がひりついた、目がひりついたっていう方も様々だと思っただけです。そういう19人の方、そのうち何人がこうして何人がこうなったと。で、事業者として、その19人全体について、謝罪をして、お詫びをして、了解を得たといふその結果の顛末ですね、それをやっぱり町として、明らかに把握をしておくべきだといふ、そういうふうに思っていますので、是非、今後その事業者のほうからですね、そういう対応の顛末についての報告を求めていると、そういうことなんです。結局19人どうなったと、町で聞かれてもよくわかりませんと、事業者にそれを報告しただけですでは、町の対応としてやっぱり不十分じゃないかといふふうに思っていますので、是非よろしくお願ひしたいと思っただけです。

3件の井戸へのヒ素の混入、それは因果関係がわからないといふことだろうと思っただけですが、その方々がどういうふうに理解をされて、どう考えておられるのかといふことは、やっぱり事業者のほうで説明をして、どういう理解を得たかといふことについてもですね、やっぱり町として、その対応の顛末を報告をするべきではないかといふふうに思っただけです。よろしくお願ひいたします。

それから日出地区の一時避難者の方へも、相当なページ数を割いて記

事が載っておりました。もう大変だという、そういう避難をされてる、あの地区に住んでおられる方の声も載ってありましたけれども、結果、それがどうなったかということについてもね、やっぱり事業者がその方々に直接お会いをして、謝罪をして、対応して理解を得たかどうかという、そういうこともやっぱり把握をしておいてほしいなと、そういうふうに思いますので、一点目の、三つのことについては、是非、これから顛末について明らかにしておいてほしいというふうに思います。

それから、2点目については、農産物販売、あるいは観光事業のキャンセルなどの損害賠償、観光等についてはもう既に聞き取りをして始めるという、そういう事業者の考え方も、伺っておりますので、これらについてもですね、是非、どうなっていくかということ、これから風評被害ということも含めて対応されるんだと思いますけれども、それらの状況についても是非しっかりと取りまとめをしていってほしいというふうに思います。

3点目の風評被害ですけれども、これは同僚議員の質問にもありましたので、そういう対応をしていくということで、これ以上は質問しませんけれども、やはり、どう臨まれるかという、その基本的な姿勢はですね、しっかり町として持っていただきたいというふうに、事業者と、本人との個別折衝だということですが、やっぱり町としては、やっぱり農業者、観光事業者の側に立ってですね、是非、事業者のほうに強く要請をするという、そういうスタンスは是非持っていただきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4点目です。水質調査や大気環境調査をこれからも続けてほしいというふうに私は思ってるわけですが、これは事業者もやるという、そういうふうに回答しているので、そのとおりに進んでいただきたいと思うんですけれども、私は風評被害にしっかりと町として応えていくためにもですね、そうした基本的な、客観的なデータっていうのはしっかり持っておくべきだというふうに思いますので、これらについてはですね、この先も整えておくという、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。先ほど言いました、様々なある意味では何か非常にセンセーショナルだっていいですか、19人とか、ヒ素とか、硫化水素、健康被害っていう、そういうことに立ち向かっていくためにもですね、単にその安心ですよというPRだけではなくて、客観的にこういうデータがありますよと、そういうものをやっぱり裏打ちされたものって

のをやっぱり持つておくべきだというふうに思いますので、これはやっぱり事業者の責任でこれからも続けていってほしいというふうに思いますし、町としてはそのデータをしっかり蓄積しておくということをやってほしいなというふうに思います。

最後、5点目ですけれども、これについては、先ほどの金安議員と私は同じ考え方なんですけれども、やはり想定外と言ってましたけれども、決して想定外ではなくて、安全対策の、ある意味では欠如だと、そういうふうに私は思うんですよね。200メートルでは出ないだろうという、700メートルでやるはずだったという、それをスタートからちゃんとやってれば、こういうことにはならなかったらと思いますし、万が一の場合のその危機管理の体制というものも不十分だったと、そういうことが今回の事件をこれだけ大きくしてしまった大きな要因だろうというふうに思いますので、是非、万全の安全対策をとった上で、調査というのは進めていってほしいなと、そういうふうに思います。

また、この全体の調査事業がどういうふうになるのか私は承知しておりませんが、この調査事業が完了すると、それが極めて有望だという結果になればですね、その後のいわゆるその商業運転をする事業者が現れるかと、それは電力会社か新電力会社かわかりませんが、そういう方が、その後のこの今の調査事業の後に、いわゆるその商業運転をやるという事業計画が出てくるかもわかりません。そういうときにどういう判断に町が立つかということは、先ほどの金安議員の質問のとおりですね、やっぱり町として基本的なスタンスをしっかりと定めておくべきだというふうに思いますので、再生可能エネルギーの活用というのは、やっぱり大事なことですし、国の地熱開発事業に対する力の入れ方は、決して十分ではないんじゃないかなというふうにも思いますので、是非、積極的に進めていくという、そういう立場をですね、関係する団体との協議の場でもですね、町長の方から発信をしていってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

多岐に渡りましたけれども、御回答いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の健康被害等については、体調不良を訴えている方は19名だ

ということでございます。そのうち三井としてですね、硫化水素による体調不良、これは2名ということで、これは公表されているところでございます。あとの方々についての状況については、いろいろ個人的な部分もあって、こちらのほうから三井のほうに問い合わせしてもですね、個人の方々が、もうその部分の中ではっていう、いろんなこともあって答えてくれない、そんなような個人の判断というのもありますので、このへんのところは、先ほど議員がおっしゃった部分について、できる限りどれだけ顛末をしてあるのか、これは再度、三井さんのほうにも、町のほうからまた問い合わせてみたいというふうに考えております。

それと、生活用水の部分については、3検体が非常に検出されたということで、これが因果関係があるのかどうかということを含めて、まず当面はですね、今後も月1回に検査を行っていくという部分がありますので、その状況も見ながら、まして、町だけじゃない、これは保健所の、道の管轄もありますから、そういう部分で協議しながら対応をとっていききたいというふうに考えております。

それと、通行止めなんですけど、これについては、全ての方が避難したということではなくてですね、時間帯も夜は、実は通行止めしてないという状況もあったので、その中で帰ってきてる方とかいろいろあった状況は聞いております。この点についても、何人がどうしたという、三井さんのほうでどれだけ公表できるかという部分もありますが、町の資料として、できる限り顛末という部分であれば、再度確認をしておきたいなというふうに考えております。

それと、2点目なんですけど、損害賠償の件については、社長からですね、事案は適切に対応するという話を説明会においてもお話をしていると併せて、補償の方針を策定をすると、それに基づいて対応をしていききたいというのは住民説明会のほうでお話をされておりました。

ですから、その方針が策定して、公表されて、その中でいろんなそれぞれの方々のですね、対応をお話聞きながら進めていくというふうに考えております。町のほうでは、直接額がどうだとか、そういうようなことにまではですね、関与するというふうにはできないというふうに考えておりますが、町民の中では、なかなか声を上げられないとか、町のほうにこういうことはどうだとか、相談とかですね、そういうふうに来た場合については、町のほうとしては、そういう部分については、三井さんのほうに、そういうお話をするとかですね、そういう協力体制は、是非、とれる

んではないかなっていうことを、担当のほうにも指示をしますし、担当のほうでも、そういう来た方に関して三井さんのほうに話をしているというふうに聞いておりますので、これは町でできる範囲の中です、進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、風評被害の関係についてですが、非常に地域ブランド検討委員会、庁内部でもそういう組織を立ち上げてですね、いろいろPRをしていきたいというふうに思っておりますし、いろいろな部分で要望等も含めて、三井さんのほうには行っていきたいなというふうに考えておりますし、非常に風評被害、農産物だけじゃなくて、いろいろな部分の中で起きてる、こういうことを早く払拭する。そのために町ができること、そういうものを内部で今、検討もしていますし、その対応について早急にですね、取れるものは早急にとり、そして中長期的にかかるものについてはきちっと検討しながら進めていく。そういう2段階の方向で、今、内部で検討しながら進めているということで御理解を願いたいと思います。

それと、4点目の水質調査、大気調査の継続ということですが、これについては、会社側のほうについても、水質と大気のヒ素の測定は継続をすると、あの騒音については、蒸気が止まりましたので、その部分については中止とするが、水質や大気、粉じんのヒ素測定は継続するという説明を受けております。

それと、会社のほうで、実は影響評価の係るですね、環境影響評価会、これは工学の分野、医学の分野、毒性の分野、土壌の分野、農学の分野、森林の分野、化学物質のリスクの分野という、道内の先生の方々7名による、その評価を、今、組織をしてですね、現場、そういうものも含めて調査をしながら、報告書をまとめたいというふうに伺っております。その報告書をもとに、いろいろな森林の環境に与える影響、さらには、周辺の土壌等も含めたですね、そういう評価が出ると思います。その評価に基づいて、三井は真摯に対応していきたいというふうなお話を受けております。

それと併せて、ただこの7名だけで行うだけじゃなくて、先ほど連絡会っていう、関係機関で組織してるその部分も、その状況をお話聞きながらですね、そういう方から意見を申し述べる、そういう体制、さらには、先般、私からは、やはりそういうのが出た中では、町民の意見っていうのも必要だというふうに話をしておりますので、町民からの何か中間報告があったときに、いろいろ意見とかですね、そういうものを申し述べられ

る体制、そういうものは是非取っていただきたいということをお話をさせていだいたところでございます。

最後は、今後の地熱資源ですが、非常に協議会で今後検討していくということなのですが、一般的に、経産省のホームページで公表されてる部分でいくとですね、調査でまず、ある程度、熱資源がどれくらいあるかっていうのを評価を今、今現在してますね。これだけで4、5年ていうかももう経過してるわけです。本当に、この調査に基づいて事業化とか、環境アセスとか、そういうものを行うにはまだ3年から4年かかると。そして、それに基づいて井戸を掘ったりとか、還元井戸の掘削を行うとか、発電設備を設置、これもやっぱり3年から4年っていうふうにかかるといふふうに思ってます。ですから、今、第1段階の調査をして、どういう結果になるのかと、そういう部分を見ながらですね、その調査の報告を聞いて、今後、蘭越・ニセコのこの協議会の部分の中でどう対応していくか、その状況によっては、町民の皆さんに、また御意見等、説明、そういうものをしながらですね、判断をしていきたいというふうに思っておりますが、まだそれまでにはやはり時間をかなり要するというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 大体理解できましたので、最後に、被害を受けられた農家の方々、あるいは観光事業者の方々、もちろん町の雪秩父も含めてということになるんでしょうけれども、是非、会社側のこれからの補償の折衝に当たっては、是非、個人の方々が不利益にならないようにですね、最大限の町としてもバックアップをしていってほしいという、そういうお願いでございます。

これはいろいろと議員同士でも話をしてる中で出てきてるんですけども、蘭越の米大丈夫だと、安心してください、入ってませんよっていう、ヒ素は大丈夫ですというね、そういうことを捉えてそれを大々的に声高に叫ぶのではなくて、もうそんなことは当たり前だと。やっぱり今年も美味しいらんこし米ができましたよという、そういうPRに是非、努めてほしいと。ヒ素は大丈夫だ、硫化水素大丈夫だっていうことはですね、基礎的なデータはしっかり整えた上で、そのことはあまり声高にですね、言うことはやっぱりしないほうがいいんじゃないかなというふ

うに思うということが、大半の同僚議員の考えでもありますし、私自身もそう思いますので、先ほどの町長の答弁の中で、会社の方にも、是非、具体的に議長を含めて要請活動すると、あるいはその大々的なPR活動をしていくという御答弁ありましたので、是非、積極的にやっていただきたいと。あの議会としても全面的に応援をしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えします。

本当に健康を害した方々の対応ってというのはですね、これは本当に、その方々じゃないとわからない、そういう苦しさをというのはあると思います。それをただ会社に任せておくっていうふうには私は思ってませんし、そういう中では、健康推進課にきちっと対策っていうことをできる、窓口を設置して、保健師がいろいろ電話したりとか、出向いてっていう、そういう対応もこれまでとってきた経過もありますので、個人のいろんな方々がいますけど、そういう苦しんでる方々の部分については、町のほうとしてできる限り対応しながら、三井さんのほうにも、きちっとお話をさせていただきたいというのが1点。

それと、風評被害の部分については、三井さんが各地で地区の生産者の方々に説明会、謝罪と説明会をしました。そのときに、町の職員も同行させました。その中で、生産者の方々がどのような思いで、今後どうしたら、どうしてほしいのかと、そういう意見もですね、いろいろ聞かせてもらいましたし、これから町としてどういうふうに進めたらいいかという、そういうアンケート調査も、実は、行わせていただきました。あの風評被害、風評被害というそういう言葉だけではなく、蘭越町のある程度、今後、安全安心な農産物を是非、町内外にPRしていく、そういうですね、総決起集会までもいきませんか、行かないんですが、そういう思いをみんなで、是非、何かのかたちで行ったほうがいいんじゃないかという意見がですね、大体6割程度ありました。

そういう部分から、私どもとしてはですね、非常に、これから安心安全ならんこし米が今年もできました。どうぞ、蘭越町を応援してくださいっていう、そういう新たなメッセージを、私の名前で入れて、ホームページ等で発信をしたり、使いたいんだったら是非どうぞ、そういうものを

町内外の生産者の人方とか、消費者の人方に使ってもらうように、活用してくださいということも行っております。

ちょっと長くなりましたが、非常に、今年の米も、こういう現状の暑い部分の中ですが、生産者の人方が努力してですね、良い米が今できて、収穫されてます。それをいろんなところにPRする。それは是非、議員の皆さんの協力も得ながらですね、行っていきたいというふうに思ってます。

元の蘭越町に、まずは短期的にやれること、これを進めながらですね、それと併せて、すいません。道とか国、それも非常に協力してくれるっていう、ありがたい言葉をいただけてますし、民間の会社でも、こういうようなことでらんこし米を応援しようという、その会社がですね、結構現れてきていただけてます。かなりの数量がですね、応援の部分の中で回っていくということで、今、担当の方からも報告を受けておりました、私もありがたいなと。道内の市町村長からも、新米できたらちょっといくらぐらいかかるか、チラシあったら送ってくれとかですね、そういう非常にありがたいこととか、学校給食をらんこし米を使うっていう、この管内の中で、二つの町村で、学校給食を使うからってやってくれたり、職員にチラシを配って、その中で、らんこし米を購入してくれたりとか、非常に温かいですね、応援をいただいているということもですね、是非、皆さんのほうにも、今日そういう部分でお伝えできればいいかなというふうに思ってます。

いずれにしても、みんなで協力して、是非、進めたいなというふうに思ってますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、難波議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 次に、2番北山議員、質問席へ着席願います。

2番北山議員。

○2番（北山正一） 2番北山です。

質問、蘭越町蒸気噴出における風評被害対策についてということで、町長に質問させていただきます。

今回の蒸気噴出に関連しまして、蘭越町農産物に風評被害が発生していることは説明会等で報告されております。前回の臨時議会におきまして、個別の実害については農業者個別での対応を事業者と行っていただくということで回答いただいたのですが、実害が目に見えていない部分での風評被害こそが蘭越町農産物というブランドを大きく傷つけたものと思っています。

今後の、この傷つけられてしまった蘭越町ブランドの信頼回復をどのようなかたちで行うことを検討されているのか町長のお考えをお伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員の蘭越町蒸気噴出における風評被害対策についての御質問にお答えをいたします。

連日、報道関係で、ヒ素や硫化水素、健康被害、濁った川等が町の名とともに報道されたことによって、安全な水を使っているにも関わらず、新米の契約キャンセルや、このたびの蒸気とは全く関連のない、昨年の米の安全性への問い合わせ、さらには水系の異なる地区のお米を筆頭にした農産物の売上減など、様々な被害が広がっていることは、議員御指摘のとおりでございます。

農業者の実被害に対する補償につきましては、先ほど難波議員の質問でもお答えしておりますが、目に見えてない部分の風評被害こそが、町の農産物のブランドを大きく傷つけているとの御意見については、私も同じ考えであります。どのようなかたちでその回復に努めていくのか、これが非常に重要なことであると認識をしているところです。

そこで、町といたしましても、農家の意向を確認するため、事業者が行った農家向けの説明会に担当職員が同行し、蒸気噴出に係る農産物アンケートを実施しております。

実施期間は8月1日から6か所で行われました地区別懇談会で94名の同業者から回答いただきましたが、その中で、農業関係者による安全メッセージ等を発信する総決起集会の開催を問う項目を設けており、集会を早急に開催、蒸気噴出抑制後に開催、らんこし米収穫後に開催の三

つの項目の合計で約60%の賛同が得られております。

この結果に基づき、農業者、関係機関の方々に集まっていただき、実被害はもとより、目に見えない被害もしっかり対応するため、町内外の消費者に向けた安全性のアピールと生産者のモチベーションの向上、さらには事業者に対して、危機的状況であることの認識を深めてもらう目的で一致団結した集会を開催してまいりたいと考えているところでございます。

また、8月25日に設置した蘭越町地域ブランド確立検討委員会においても、蘭越産農産物のブランドの回復と向上に係る今後の対策について検討していただきましたので、今後、町で行う事業の参考にしたいと考えております。

今後、失われた町を、信用を取り戻すべく、まちづくりマスタープランを策定をし、各種政策等を進めてまいりますが、その際に、事業者には道義的な責任を果たしてもらうよう要請を行いながら、このまちづくり全般に協力をしていただくよう求めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 北山議員。

○2番（北山正一） 昨日の夕方、テレビの情報番組で蒸気噴出に関係するコーナーがありました。風評被害を抑える内容で、大変好感が持てる内容でした。また、今朝の新聞では、らんこし米に関する記事が掲載され、金町長自ららんこし米は安全であることをコメントされておりました。

報道機関は、視聴者があつての民間企業ではありますが、良くも悪くも、その力は絶大なものだと感じております。視聴者は過剰に安全性を、先ほど同僚議員からもありましたが、視聴者は過剰に安全性を訴えられると心配を逆に助長してしまう部分もあるように思います。

予算に関する問題もありますが、蘭越町の農産物の美味しい蘭越町農産物のPRに絞ったテレビCMなど大々的に打ってみるのはどうかと思います。

らんこし米は今、収穫の最盛期を迎え、早い地区では完了している農家さんも見られます。蘭越町は農協組織に出荷されている農家さんばかりではありません。現状では、買い叩かれたなどの話は聞いておりませ

んが、今後の動向はどうか分かりません。私個人も農業をしており、個人に向けた販売もしておりますが、一部のお客様からは、定期購入を止めていただきたいとの連絡もいただいております。これらについては、証明することもできず、補償の対象にもならないのではないかと感じております。テレビCM等、戦略を打つのであれば、もう既に遅れているかもしれません。

2点について再質問させていただきます。

今後の戦略のスケジュール、これら戦略の資金の出所についてお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員の再質問にお答えします。

今回の蒸気噴出という中で、私は農業者の生産に係るモチベーションがやっぱり下がったのではないかなというふうに、非常にそこを心配をしてるんですね。ですから、そのモチベーションを取り戻すために、今、関係機関含めて、どうやっていくか、生産者は安心安全なお米を今年もきちっと作っているんです。ですから、それをいろんな大々的にですねPRをしていくのを、今、計画をしているところです。

議員の中から、CMという部分もあります。これについては、一つは、HBCの今日ドキッ！、それとグッチーのそのテレビに出演してPRするっていうのは、それは一つ決まっております。それともう一つ、今、検討しております。それとここのところですね、各報道機関が私に取材を申し込んできてる部分があるんです。それは、今、この蒸気噴出、井戸が終わったというのを含めて、蘭越町としてどうやっていくんだっていうことを、テレビ報道機関もですね、協力したいっていう良いお言葉を非常にいただいているんですね。

ですから、私は安心安全なお米を是非食べてもらいたいし、蘭越町を応援してくれっていう、そういうメッセージをいろんなところで、今、発信してる。これを通じてですね、消費者の方々になんとからんこし米の美味しい農産物をPRしていきたい。

ですから、テレビは今のところ2社くらいなんですけど、その時々で取材の要請があったときには、私の範囲内ですね、あの蘭越町をPRしていきたいというふうに思っております。

それと、その資金面っていう部分についてなんですが、これについては、まず町としてできることは、その部分でどんどんですね、私はやっていきたい。

ですから、今回補正予算のほうにも組み込まさせていただいた、そういう部分もありますし、今、検討委員会とかですね、そういう部分の中でも、非常に今、蒸気噴出に係る経費という部分からいくと、今回の定例会に補正予算上げさせていただきませんが、それを含めて約3,200万程度の事業費を組んでおります。それについては、三井さんのほうで負担をしていただける部分、これはもうお話をしてる部分もありますし、そのほかに町として、今、今年が勝負だというのは短期的にっていうことをこれまでも言ってきましたし、この信頼回復をするためには、いろんな手を打ってですね、やらなければいけないっていう部分で、是非、議会の皆さんにも協力をお願いしますし、新たに今年、札幌の大丸ですね、米のPRを行うのも行いますし、いろんな関係、札幌のところでもですね、そういうPRを行う、そういうようなことも、今、計画をしております。

ですから、やれること、今はその生産者が一番最初に言ったですね、大きな、やはりダメージを受けて、モチベーションが下がってる、それをみんなで盛り上げて、やっぱりやれるところへ行こうという気持ちと、それと中長期的に、今、計画を作ってますので、その計画に基づいてですね、三井さんのほうに協力をしていただき、それを来週ですが、私と議長で行ってですね、三井さんのほうに要請していきたいという、今、そういう計画でおりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 北山議員。

○2番（北山正一） ありがとうございます。

町長におかれましては、多忙を極めていることと思います。蘭越町農業の危機ではありますが、健康に気をつけて、この問題の解決に尽力をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員から本当にありがたいお言葉なんですが、

やはり、やれることは、早急にやることはやらないきゃならないという考え方でおります。

ですから、私だけじゃなく、議員の皆さん、生産者の皆さん、そういう関係機関、そこをみんな協力して、蘭越町の元に戻すPRを、いろんな部分の中で行っていく、これが町をモチベーションを高めることと、やはり蘭越町だっていう、そういう部分に是非していきたいというふうに考えております。今後とも御協力のほうよろしくお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、北山議員の質問を終了いたします。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 次に、1番佐々木議員、質問席へ着席願います。

1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番佐々木です。よろしくお願いいたします。

午前中はですね、先輩議員、同僚議員からですね、水蒸気噴出についての質問がありました。噴出箇所の埋め戻しも先日完了しまして、これまで対応してきた町職員はじめ、関係者には感謝いたします。

これから町民、執行部、議会が一丸となって、我が町蘭越町の信頼回復と、笑顔あふれるまちづくりに一層取り組んでいけたらなと感じた次第です。

さて、私からは通告文のとおり、大きく分けて3点について質問させていただきます。

まず1点目、蘭越町公営塾の現況及び今後の展望について、教育長に伺います。

本年6月1日より正式にオープンしました蘭越町公営塾ですが、オンラインでの受講スタイルとなっており、時間、場所を選ばないで学習が可能で、放課後の時間の有効活用になっているのではと考えます。保護

者が頭を悩ませている家庭学習の習慣化の一助になっているとも認識しております。

民間の塾経営者が町内にいなくなった本町の子どもたちにとって、学校現場以外での学力向上の機会を公的なサポートのもと、得られるのは大変有意義であるとも思います。

そこで、オープンから約3か月が経過した公営塾について、以下の点について質問いたします。

- 1、3か月経過した中での所管及び課題点の有無。
 - 2、蘭越高校生の利用検討の進捗状況についてお伺いします。
- よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 佐々木議員の蘭越町公営塾の現況及び今後の展望についての御質問にお答えします。

公営塾につきましては、学力向上、学習習慣の定着を目的として、今年度から開校し、現在は2名のチューターの指導のもと、小学校5年生から中学校3年生までの23名がオンライン授業を基本に受講しているところです。

さて、1点目の3か月経過した中での所管及び課題点の有無についてですが、所管としては、受講生からオンライン授業はわかりやすいとの声も聞いており、また、2名のチューターが学校の課題や入試に向けての学習にも対応し、開校時13名だった受講生が、現在23名まで増えていることを踏まえ、学習環境としてのニーズはあり、人員体制やオンラインを基本とした運営内容についても受け入れられてきていると考えております。

目的としております学力面では、数値として目に見える効果は現状では把握できておりませんが、学習習慣の定着という点においては、受講時数を勘案しますと、一定の効果は表れているものと考えております。

次に、課題についてですが、受講生の中には申し込みはしたものの、ほとんど受講していない状況もごく一部で見受けられるところです。

受講しない理由の把握に努め、声かけの機会を増やし、目標設定やモチベーションの向上を支援するなど、改善を図りたいと考えております。

2点目の蘭越高校生の利用検討の進捗状況ですが、蘭越高校振興策の一環として、大学受験などを目指す生徒に対し、公営塾を活用できるよう蘭越高校とも協議し、教材の選定に当たってきましたが、大学受験などに当たっては、志望校やその難易度、学校の選択科目など考慮すべき点が多く、個別での受講には課題があることから、今年度においては、進路希望の状況などを勘案しながら、短期で複数が受講できる冬季講習等の受講に向け、現在準備をしているところです。

来年度以降、生徒のニーズも把握しながら、個別での受講も含め、効果的な実施内容となるよう引き続き検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、開校して間もないこともあり、公営塾については、まだまだ整理すべき課題や子どもたちの潜在的なニーズもあると思われれます。

児童、生徒や保護者からのアンケートを実施するなど、意見を精査するとともに、学校とも十分協議しながら、より良い運営に向け進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 実は、先日ですね、本質問の通告文を提出した後に、所管事務調査において、公営塾について、教育次長より説明と現場視察をさせていただきました。

そこでですね、現地視察行った際、当日は小学生1、2名、中学生が7、8名、約10名前後がタブレットを開いて、オンラインを授業を聴講したり、学校からの宿題をしていたりしておりました。

私が中学生の時に通った塾ってというのは、生徒が学校授業のようにですね、講師と板書のほうにですね、集中し、ノートを取り、指示のあった問題を解き、都度説明といったスタイルだったため、当日、私も見に行ったときは少し違和感を感じたのが本音です。とはいえ、やっぱりこの自分の苦手な分野や過去の講義をアーカイブ受講できるというのは、メリットであり、また自分のペースで進むことができるのはいいことだなと感じました。

再質問ですが、質問1の所管と課題点の有無について、先にさせていただきます。

教育長から答弁の中にあっただように、学習環境についてなんですが、

わかりやすいチューターのサポートのもとで13名が今、23名の増加という言葉がありました。そのほかに課題としましては、申し込みをしているのに受講者が来ないといった、そういった課題もある、問題点もあると答弁がありました。こちらの理由に関しても、今後、理由に関しても、失礼しました。理由に関して調査もしていくということもありました。

この学習環境についてなんですが、特にですね、今年の夏は大変暑くですね、私のほうにも利用者などから暑くてちょっと対策はできないでしょうかというような話が来ました。オープン当初は、扇風機が数台と網戸が一枚しかなく、虫が入ってくるといったそんなようなお話も聞いております。そんな中、そういった中で対応が早くですね、送風機や網戸の増設など利用者等の要望に素早く対処していただいたことも承知しております。

そこでですね、来年度より蘭越中学校の大規模改修が予定されていると思います。そこで再質問させていただきます。

公営塾の教室がある蘭越中学校には、このあと審議予定のですね、議案第3号、補正予算において、学童保育所をはじめ、町内保育所や小学校には空調設備増設工事や、空調設備増設工事実施設計委託料が、小学校や町内保育所が計上されています。ですが、こちら中学校のほうには計上されておりません。この点、来年度の暑さ対策、こちらについて、どう考えているか、現段階での検討や決定していることで構わないので答弁願います。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 佐々木議員の御質問にお答えします。

蘭越中学校の改修なんですけども、今、今年度ですね、設計の大規模改修に向けての設計を行っております。

それで、来年度、再来年度、2か年で大規模改修をしていこうということで計画をしております、その中で今年のような暑さということもございまして、当初はですね、電気系統6年、7年度ですね、のほうになるかなという思いもあったんですけども、そうは言ってもかなりの暑さもございまして。そういう中で、全部の教室はちょっと無理であろうということもあります。計画的には、来年度に関しては、保健室のみ冷房、とり

あえず一時しのげる場所を作れないかということで、今現在検討しているということをごさいますて、今回の予算の方、補正予算に計上していないというのは、今現在、設計をしていると、その中で変更をかけながら、今、設計業者とやり取りをしているということで、御理解いただきたいなという思いです。

また、ほかの教室も暑いという状況もあると思います。そういう中ではですね、また冷風機等々考えながらしのいでいくしかないのかなということで、中学校のほうは考えておりますので、御理解願います

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 暑さ対策につきましては、保健室にまず設置してしのいでいくというかたちの答弁と理解しました。こちら学習環境の整備は大切だと考えております。今回、公営塾に関しましては、保護者から負担金を徴収している以上、学習するに当たり、適した環境を公営塾としても提供しなければいけません。オンライン授業ということで自宅でも受講も可能ですが、受講場所が選択できるメリットが、この公営塾の一つ、メリットだと思っております。公営塾管理員としてチューターを2名設置している教室、こちらを是非、生徒さんにも受講する機会を増やすためにもですね、今、言われたようにスポットエアコンでしたり、そういったものを導入して、学習関係の整備にこれから適宜対応していただきたいと思っております。

次に、2点目なんですが、事業そのものについてお伺いします。

オープンから3か月が経過しまして、教育長が課題点として何点か挙げられましたが、こちらアンケートの実施をして、保護者だったり、利用者様の、利用者さんの意見や要望も、このあと汲み上げて、拾い上げていくというような答弁があったと思っております。

本事業は今年がスタートの年度であり、今後、事業評価をするに当たって、経過や過程、取り組み内容、結果、こちらは生徒さんだったり、児童さんの成績だったり、そういった部分で特に注意していくべきだと私は思っております。

また、その検討結果を翌年度以降の運営に的確にフィードバックすることも重要と考えております。

また、質問2の高校生の利用検討にも関わってきますが、魅力的かつ

持続可能な教育体制を整えることが急務だと思います。

こちら、公営塾の運営に関しましては、P D C Aサイクルなど、利用などを活用し、来年度以降、利用者の増加、そしてよりよい公営塾となることを期待しておりますが、その点についてお伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 最初にですね、エアコンの関係なんですけども、もちろん大規模改修した際にはですね、公営塾の教室も含めて、今、検討しているということを御理解願いたいというふうに思います。

また今年ですね、やはり暑くてですね、3階にあるんですけども、また3階が特に暑い、3階、2階が暑いということで、1階に下げて対応したということもあるんですけど、それでもちょっと暑いということもございまして、町民センター、サークル活動を普段使ってるんですけども、その合間を見て、隙間のところで町民センターでもちょっと活動したということで、御理解いただきたいなというふうに思います。

次に、事業評価なんですけども、もちろん議員おっしゃるとおりですね、しっかりやっていかなければならないというふうに思ってます。その中で成績もそうなんですけども、やはり学習習慣の定着、そして学校との繋がり、このへんを重視しながら、いろんな方面で学校の先生のほうからもいろんな評価をいただきたいというふうに思っておりますし、そういう中でいろいろ良い運営にして、子どもたちの定着に図っていきたいというふうに考えております。

蘭越高校に関してなんですけども、できれば今年早くからスタートしたいという思いもあったんですけども、なかなか高校と協議をしますと、入り込む余地も、全て、設置者が違うものですから、なかなか全てというわけにはいなくてですね、また進路の希望の取りまとめ、7月にやってるんですけども、そのときにはですね、まだはっきりとした進路がわかっていないという状況の中、なかなか公営塾のほうが入っていける状況ではなかったというのも一つございます。

そういう中で、これからですね、1回、冬季講習、また来年から夏期講習なりを入れて、1、2年生等も対象にしながら、そういう中で自分のモチベーションを大学進学、また専門学校もそうなんですけども、いろんなことに公営塾を使えるような体制をとっていききたいなというふうに思

います。そういう中で蘭越高校の魅力化の一つということで、蘭越高校の存続につながればいいというふうに考えておりますので、御理解のほうお願いしてます。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 蘭越高校生ですね、利用検討に関しまして、短期、本年度は、来年度以降、短期、冬期講習などを取り込み、対応していきたいという答弁でしたが、ここで質問しますが、教室の一般開放、高校生に教室の利用としての開放というのは、現段階で可能なんでしょうか、お伺いします。

高校生に対して、公営塾の教室の開放は可能なんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 公営塾に関しては町で実施しておりまして、それで取りまとめをして公営塾に来てもらうというかたちなので、全く問題ないというふうには思っております。

またですね、一つの公営塾の中で小学生、中学生、高校生がいて、その中で上の者が下を教える、また下の者が上に頼るといふ、そういうようなサイクルをまた作っていければというふうに思っておりますので、これからまたそういうところも検討していきたいというふうに思っております。御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 御答弁のあった蘭越高校がですね、統廃合、生徒募集停止となりますと、地域の若者たちの流出が避けては通れないのではないかなと思っております。そのためにですね、この公営塾を活用して高校の魅力化、こちらのほうに是非進んでいただければと思っております。

その中で、学力の向上だけでなく、例えばですね、将来的に当町を含むニセコエリアでの就職や起業を想定した英語教育、ビジネス英会話など、特化したものなどの授業の取り入れる可能性であったり、お考えはある

のかお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 蘭越高校なんですけども、学校の設置者は町ではないということで、関与できる部分が限られてはくるんですけども、そういう中でも経済的な支援、これは御存知のとおり、多くやっております。また、学力も向上も必要だろうということで、今回、そういう整備をするためにですね、公営塾のほうも設置して、なんとか蘭越高校に来てもらおうということで検討をしているところです。

また、議員言われるような英会話等の授業、実はA L Tがですね、英会話のほうに顔を出して、クラブサークルですね、そちらのほうに顔を出すというような支援もしているんですけども、いろんな面で蘭越高校に支援しながら魅力的な蘭越高校の存続という、地元高校存続ということは地域の存続に繋がるという意味もありますので、蘭越高校、道教委とも話をしながらですね、できる限りいろんなことで魅力を詰めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただけたらなと思います。

○議長（熊谷雅幸） 次の質問を行ってください。

○1番（佐々木雄三） 引き続き、質問事項の、2番目の質問事項に移らせていただきます。

チャットG P Tについて町長にお伺いいたします。

2022年11月に公開されたチャットG P Tですが、公開とともに言語生成能力の高さが話題になり、利用者は急増しております。

動画配信サイトなどでは、配信者がチャットG P Tを利用する動画が多くの再生数になるなど、社会的に今なお注目を集めております。

また、自治体における導入事例も増え始めており、事務や事業の企画立案の情報収集ツールとしてや、文書や表の作成の補助などに利用されていると聞いております。

チャットG P Tの自治体への導入は、職員の事務業務負担軽減にもなりますが、一方、問題点もあると考えております。

そこで現在チャットG P Tの導入を検討しているか、町長にお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員のチャットGPTについての御質問にお答えをいたします。

本町では、国が進めるデジタル社会の構築に向けた自治体DX推進計画に基づき、昨年4月に蘭越町DX推進本部を設置し、これまで各種届出を電子媒体で申請を可能とする電子申請システムの導入、また、オンライン会議システムやAI会議録システムの導入、議会映像のインターネット配信など、業務の負担軽減と、住民の利便性、住民サービスの向上に繋がる、自治体業務全体のデジタル化を推進しております。

また、電子決済、自動電話応答の導入や、ロゴチャットといった職員間でのチャットツールの導入、電子申請システムの拡充など、様々な分野から多岐にわたって、現在検討しているところでございます。

議員からチャットGPTについても、デジタル化及び業務効率化の一つで、文書の作成、要約など、使い方によっては職員の業務負担軽減にも繋がるものと考えますが、現在、電子申請、電子決済などによるペーパーレス化や押印廃止など、優先事項を定めながら取り進めているところでございます。

チャットGPTの具体的な検討については、現在、今は行っていないという状況でございます。

今後は、試験導入している自治体や、本格運用している自治体から検証結果や、問題となった事例などの情報収集を行い、蘭越町のDX推進会議で協議検討することが必要ではないかと考えているところでございます。

自治体のデジタル化は、職員の業務負担軽減だけではなく、住民の利便性、住民サービスの向上に繋がることが重要だと考えておりますが、検討項目も多く、導入した場合の効果やシステムの選定など、常に最新の情報収集を行い、優先順位とその財源を見定めた上で、チャットGPTの導入について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） ただいま町長の答弁の中でDXに力を入れており、検討も進めているというような話がありましたが、現在のところ、チャットGPTの導入に関しては、まだ検討していないという答弁と理解しております。

その中で、答弁の中にありました導入実施を行っている自治体であったり、実証実験等をしている自治体の事例を参考にというお言葉もありましたが、私も今回の質問をするに当たり、いろいろ調べたところですね、道内で当別町の実証実験の経過に関するHTBの9月5日のニュース記事が、気になったものがありました。1万字を超える議事録を90文字程度にまとめ、町民へのお知らせを作る。ここでは蘭越町という議会だよりのようなものだと思うんですが、議会事務局でもチャットGPTを活用しているとありました。私もですね、質疑や質問は端的にと意識しておりますが、伝えたい思いの強さや、語彙力のなさのため、長くなりがちです。それを要約するのは簡単ではなく、職員の事務負担も相当だと思っております。一般事務において、その負担軽減の一助になるのは、導入検討に有利な材料とも考えております。

一方で、こちらチャットGPTを導入することによって、窓口業務や現地確認調査、公用車運転など、マンパワーが不可欠な業務もあると認識をしております。チャットGPTの導入によって、職員の業務負担を軽減したからといって、安易な人員削減など起きないようにしなければいけないのかなと考えております。

先ほど述べました当別町の記事の中にはですね、事務負担の軽減によってできた時間を町民のために活用という内容も記載されておりました。本町職員は、若い人材も大変増えてきていると認識しております。

チャットGPTを導入することによって、町民、町内住民との交流、対話する時間が作られることで、より町民に寄り添った企画立案が可能になるのではないかと考えております。

町職員の事務負担軽減は、住民、公的サービスの質の向上にも寄与するのではないかなと考えております。

またですね、今月8日の毎日新聞の記事において、政府はAI戦略会議で、国内事業者向けのガイドラインの骨子案を示したとありました。AIの指針において、総務省、経産省がそれぞれの分野で策定したものをチャットGPTなど生成AIが急速に社会に浸透する中、自身の統合と作り直しをしたものと理解しています。

国際的なルール作りの動きもあり、また、国内、また庁内でもDX化推進されていますが、AIの成長にルールやガイドラインが追いつかないような面も見られております。故に、本庁でのチャットGPT導入検討において、今後導入を検討する、そういう流れになったとき、ルール、ガイドライン作りは重要であると考えております。

そこで最後に、職員の事務業務負担軽減とガイドライン作成に当たり、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の再質問にお答えします。

国においては、先ほど議員がおっしゃったとおり、令和2年度に自治体のDX推進計画というのを策定をしてですね、デジタル化を推進していこうというかたちで、各自治体において、いろいろ計画のもとに事業推進しております。

先ほど答弁でも申し上げたとおり、この議会もですね、今、世界中どこでも、今の議会が配信して見れるという、そういうシステムにしたりとか、今は会議録、会議の会議録をシステムを導入して、AIで会議録ができるという、それも今、役場内で活用しているということで、非常にAIを活用した事業というのは確かに推進をしている状況にあります。

それで、議員が申し上げたチャットGPTなんですが、非常に、私も見たときにですね、挨拶文とか、そういうのを入れると、簡単に出てくるんですよ。ですから、そういう部分の中では、非常に便利さとか、業務効率、そういうものが上がるということですね、非常に理解をするところなんです。ただ、やはり、回答とかいろんな個人情報とか、そういうものを含めた正確性とかですね、やっぱりそれを使い慣れていかないと、やはりその町の状況とか、そういうものをきちっと把握した部分の中でのその作成とか、そういう部分の中でデメリットがあるんじゃないかなということもですね、職員いろいろ検討した部分の中で、私も話を聞いているところでございます。

そのような中で、実は、先般ですね、シフトプライス社っていう、これが提供する自治体専用のチャットGPTのトライアル、これが開始されたっていうニュースがですね、職員のほうからありまして、是非、この部分を自治体向けの制度ですから、これを是非、検討してみたいという話

があったんで、私はこれ十分そういう部分をやってみたらいいんじゃないかっていう話をしました。

ですから、議員が質問された、今後どうするかということなんですが、あのA Iに、すごい便利ですが、そこについていくためにはですね、それなりのやっぱり技術とか、庁内体制っていうのはきちっとしてないとならないというふうに思ってるんですよ。ですから、そういう部分も含めて、現在、庁内でDXの推進会議という部分がありますんで、今のおっしゃった、いろんなA Iのこれから進めていくべき、そういうものを計画的に、この会議で推進しながら、検討しながら図っていきたいというのが今の考え方でありますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

では、次の質問を行ってください。

○1番（佐々木雄三） 3点目の質問に移らせていただきます。

せせらぎまつり中止決定について、町長にお伺いいたします。

町長の行政報告、午前中の行政報告内です、中止について説明があり、重ねての答弁になりますが、この質問の中で詳細について伺いたい点があるので、重ねての答弁になりますが、御理解願いたいと思います。

7月23日に開催予定であったせせらぎまつりが、蒸気噴出に伴い延期が決定されておりました。

当初の予定どおり、蒸気噴出に関しましては、先月末までに、噴出箇所の停止及び埋め戻しが完了したと認識しております。

その一方、せせらぎまつりの中止が決定したと聞きました。住民にとって、行事やイベントは一つの楽しみでもあり、子どもたちにとっても楽しみの場です。

防災展示等も用意され、学習機会にもなっていたと理解しております。そのような機会がなくなってしまうのは大変残念でなりません。

そこで、せせらぎまつりが中止になったことについて、以下のとおり、質問いたします。

- 1、せせらぎまつり延期から中止決定に至る経過。
- 2、中止に伴うキャンセル料等の発生状況をお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員のせせらぎまつり中止決定についての御質問にお答えします。

行政報告でも説明させていただきましたが、4年ぶりの開催に向けて進めておりましたせせらぎまつりですが、8月12日開催の第3回の実行委員会では、蒸気噴出事故に伴って、その対応に全力を注ぐべきとのことから、一旦延期にしたとの報告を受けたところでございます。

その後、中止決定に至る経過についてですが、行政報告で繰り返しのようになりますが、8月18日開催の第4回実行委員会で、蒸気噴出が止まり、埋め戻し作業を開始しましたが、これから開催の準備を進めても、時間を要すること、さらには、秋の収穫時期、あるいは他のイベント行事も予定をされており、開催は非常に難しい。また、時期的に川でのアクティビティ実施は寒くなって、メインの内容が盛り込めなくなるのであれば、中止はやむを得ないとの意見が出されたところです。

また、秋のイベントとの合同開催も検討をしたというふうに報告を受けておりますが、せせらぎまつりとの趣旨が違ふことや、会場が分散し、駐車場や協力者の確保などの難題があるということで、最終的には中止との結論に至ったと報告を受けたところです。

この実行委員会の決定を受けて、町においても、担当からその内容を説明を受けてですね、開催は非常に困難であるということから中止という判断をいたしましたので、御理解を願いたいと思います。

次に、中止に伴うキャンセル料等の発生状況についてですが、開催周知に当たり、ポスター・チラシの作成料や新聞折込料、スタッフのポロシャツ代、また延期決定に伴うポスター・チラシの作成料や新聞折込料の料金は発生をしております。ただし、スタッフポロシャツについては、来年以降に使用できるように作成をしているところでございます。

また中止に伴うキャンセル料の発生については、アクティビティ事業者、さらには出演者、レンタル資材業者へ確認をいたしましたところ、蒸気噴出事故に対する理解とですね、非常に応援するという温かい言葉をいただき、中止に係るキャンセル料等の発生はございませんでした。

いずれにしても、議員御指摘のとおり、行事やイベントの開催は、町民の楽しみや、まちの活性化に繋がります。来年の開催に向け、実行委員会と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御

理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番のせせらぎまつり延期から中止決定に至る経過に関しましては、理解をいたしました。

2番の中止に伴うキャンセル料等の発生状況、こちらに関しまして、既に購入したものの、支払ったものは支出が発生している。また、ポロシャツに関しては、来年度、利用を検討しているということで、また、レンタル業者や、そういったもののキャンセル料に関しましては、今回の事案を業者のほうに汲み取っていただき、発生しなかったということです。それに関しましては、すごい安心をいたしました。

そこで質問なのですが、当初、こちらのせせらぎまつりに250万円の予算が計上されていましたが、これは補正予算に今後、上程という理解でよろしいでしょうか。本日の議案第3号には、こちらの支出等に関しまして記載されていないので、確認のため、答弁願います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の質問にお答えします。

当初予算、令和5年度で250万円、町の補助金ということで計上をしておりました。さらには、実行委員会のほうにとということで、繰越金が2万4,858円と、協賛金が11万円ということでしたので、その協賛金については、お返しするというかたちを考えております。それで、そのうちですね、支出として広告費で50万1,982円がかかってます。ポスター代とか、スタッフのポロシャツ等も含めて広告費やその他ですね、スタッフのポロシャツが15万6,395円かかっているんで、合計が65万8,377円ということですので、その支出した分を差し引いた額については、今後、補正予算です、減額補正をしたいというふうを考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 65万ほどの支出に関しましては、減額補正予算

を今後、提出することで理解をしました。

町のイベントや行事が減るのは、当初、通告文のとおり、私自身とても残念です。コロナウイルスが５類へと移行し、社会的にも通常社会に戻っていきこうという機運であったので、なおさらだと思っております。

町民と話す機会、話す場においてですね、知人と話す中で、今後、何か子どもたちにイベントをしたいななんて話も、ちらほら私のほうにも上がってきております。また風評被害に係る信頼回復に関するPR事業なんかもしてみたいなというお話を聞いております。

これからですね、年内もしくは来年になるかもしれませんが、任意団体や有志の集まりが、行事やイベント、子どもたちに企画立案をして、町のほうに提案してくることがあると思いますが、そういったものに関して、執行部としても、是非、後押しをお願いしたいと思っております。

それらを踏まえまして、町長の今後のこういったせせらぎまつり含め、イベントに関する思いをお聞かせいただけたらと思っております。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の再質問にお答えします。

本当に、町の代表的なイベントの一つであるせせらぎまつり、これを中止にせざるを得なかったということはですね、実行委員会も、当初、なんとかこれを開催できないかということで、いろいろ考えてくれたんですが、やはり時期的な部分っていうのがあって、川というものをメインとしてる部分の中では、協賛でもしやるとしても、なかなかできないっていうことで判断をさせていただきました。

町民の方も、本当は楽しみにしていた方も多いんじゃないかなということで、私も残念だったなっていうふうには思っておりますが、こういう事態の部分の中では、中止せざるを得なかったっていうことは、なんとか町民の皆さんにも理解してほしいなっていうふうに思ってる次第です。

清流日本一の尻別川で、私達は様々な恩恵を受けてるわけです。この尻別川に感謝をする。そして、清流日本一というのを蘭越町民共々、後世の方々にですね、やはり伝えていく、そういうことも含めたイベントっていうものを、やはり考えていかなかったらならないんじゃないかなと。これが、せせらぎまつりは非常に、私は大事なことであろうというふう

に思っております。来年度については、そういうことも含めて、さらには、実行委員会、そしていろいろな方々の意見を聞いて、そして実のあるせせらぎまつりが開催できればというふうには考えているところです。

それと併せて、議員がおっしゃった、町民の方々がいろいろな提案、もしイベント、そういうものをやりたいというような部分について、これはですね、私としても、今、各地域のコミュニティっていうのは、非常に大事な部分もありますし、そういう部分の中で行える事業とか、さらには、町全体でこれから新しいいろいろなイベントっていうか、そういうものも、町民の方々がいろいろな部分の意見をいただいて、議会も含めて理解がいただければ、私は担当のほうにいろいろな部分で協議をさせて行うということは可能だというふうに思っています。いろいろな町村では、町の一大イベントを一つとして、年に一つか二つっていう部分が行うっていうのもありますが、うちの町はですね、それぞれ四季に応じた部分の中で、行政だけじゃなく、民間、いろいろな関係機関の方々がイベントを行っていただいています。これは非常に町民にとってね、私は楽しむ場が多くできるっていうことは、良いことだなというふうに思っていますので、今後もそのような部分の中で、町民の方々が是非、自分たちで提案して、祭りを行って、いろいろな行政機関を含めてですね、協力支援ができる、そういうものがあれば、私は是非、検討していきたいという気持ちはありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 町長からですね、せせらぎまつり、イベントに関する思いであったり、今後の方針への答弁に関しまして安心を感じると感じるとともにですね、今後、改めて住民、執行部、議会として笑顔あふれるまちづくりをしていけたらなと強く感じました。

こちらに関しては答弁必要ありませんので、以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、佐々木議員の質問を終わります。

次に、8番赤石議員、質問席へ着席願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。私から1点、お伺いいたします。

公共施設での冷房の設置について、町長にお伺いいたします。

近年、北海道も猛暑になり、本町でも8月23日、35.4度と異例の暑さが続いております。

道内の学校では時間の短縮をしたり、休校したりしております。

本町の各公共施設でも暑さ対策として、扇風機の設置をしておりますが、この暑さでは足りないと思います。

そこで、役場庁舎等の公共施設への冷房設備の設置を希望する町民の声がありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の公共施設での冷房の設置についての御質問にお答えします。

今年の夏の北海道は30度以上の真夏日が40日連続と、観測史上最長を更新し、また35度以上の猛暑日も連日観測される状況にありました。

各公共施設の暑さ対策として、議員御指摘のとおり、本町を含む羊蹄山ろく町村の小・中学校の一部でも事業を午前中に短縮、また、蘭越保育所では、大型冷風機を設置、さらには昆布保育所では、冷房設備のある幽泉閣の和室を間借りして、一時的に保育活動を行ってきた経過がございます。

このような中、先般、子育て団体、小中学校のPTAなどから、冷房設備の導入に関する要望書が提出をされまして、まずは蘭越・昆布保育所、学童保育所、ひばり幼稚園、蘭越・昆布小学校に冷房設備を設置するため子ども・子育て基金を活用して、本定例会で補正予算を計上させていただいております。

なお、蘭越小学校においては、実施設計後、来年度に工事を予定をしている状況でございますが、夏までにその冷房の施工が非常に難しいというふうな部分を、担当のほうからも聞いているところでございまして、先行して、保健室等に冷房設備の設置を考えるよう、検討をするよう指示をいたしているところでございます。

また、蘭越中学校においては、来年度から大規模改修工事に着手する

予定であり、改修時に合わせて冷房設備も設置をするというふうになっておりますが、これらも先行して、先ほど教育長からも答弁いたしましたけども、保健室に冷房設備の設置を考えたいということで、今、指示をしているところでございます。

また、役場庁舎についても検討をしましたが、本体の電気系統、さらには配管、高圧受電設備、キュービクルというふうに言いますが、その冷房設備の設置に当たって、大規模な構造的な改修が必要だというふうなことを、担当から説明を受けておりまして、早急な冷房の設置、これは大規模改修をしないとですね、なかなか難しいということでございますので、大型の冷風機、これを数十台、いろいろ購入させていただいて、活用を図ってまいりたいというふう考えております。今後においては、高齢者生活福祉センター、さらには道の駅など主要な公共施設への冷房設備の導入を検討してまいりたいと考えております。

その中で、先般、9月8日に開催された移動政調会という、行政が集まって要望する会があるんですが、羊蹄山ろく町村長会議から早急な財政支援を、実は要請をいたしたところでございます。国等の補助金、基金等の財源を持って、順次取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。ただいまの町長の答弁でわかりました。

私も、保育所とか幼稚園とかね、ああいう小さい子どものところにはいち早く冷房装置をしてやれたらと思ってたんですけど、今回の補正でみていただいたようですので、安心しております。小学校につきましても、結構予算もかかるということで、保健室ですか、そういうところが、何でも先、先とみて、やっぱりそういう措置をしていただければ、本当に嬉しく思います。町民の皆さんも安心すると思います。中学校においては、先ほどから言われておりますように、大規模改修に合わせていろいろ考えていただいているようですので、よろしく願いしたいと思います。

それで、まず、そういうふうに保育所、学校関係はどうかそういう目鼻をついているようなんですけど、やっぱり役場庁舎の職員なんですけど、本当に町民のために日夜頑張ってくださいっております職員の皆さんもね、この年々猛暑が続いて暑くなってるので、やっぱり職員の皆さん

の健康管理のことを考えると、是非、そういう施設にもね、冷房完備をしていただけたらなという声がたくさんあるものですから、そのこのとこ、また予算の関係もありますけど、町長、考えていただければ幸いですけど、その点について町長のお考えをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の御質問にお答えします。

まず、子どもたちの施設ですが、昆布保育所、それと学童保育所、ひばり幼稚園、昆布小学校、これは冷房設備をなんとか設置をできるという、来年の部分までには間に合うというかたちで考えております。蘭越小学校も今回、設計をして、なんとか来年の時期までに間に合わせてって言ったんですが、なかなかその中のいろんな改修工事も含めて、小学校、中学校は難しいということで、それであれば、保健室を先にそういう設置をしてですね、行うようになっていうことを指示をしました。役場ですが、繰り返しになりますが、役場も検討したんですが、相当大規模にですね、改修工事をしないと行かないです。ちなみに、今年、2階の会議室ですが、簡易冷房っていうものを、窓を開けて簡易に付けて、設置をしてどういう状況かっていうのをちょっとやってみたんですね。そういう個室であればね、個室であれば、少しのそういう効果っていうのがあるんですが、役場のように大規模で、そして非常に、吹き抜けとなっている部分を簡易冷房で行うというのは、やはり難しい状況です。大規模にきちっと改修をしてやらなければならないというふうに考えておりますので、この暑さ対策っていうのは、まだまだ続くというふうに思ってるので、冷風機をかなり購入させていただいて、いろんな、それも各施設で活用できるようにしたいなというふうに思ってます。役場とか保健福祉センターとか、今、改修を検討してます山村センターもそうですが、そういう部分を今後どうするかということは、以前、エネルギーの関係でですね、御答弁した部分もあるんですが、再生可能エネルギー設備という、今、計画を立てております。この役場、保育所もそうです。さらには、保健福祉センター、山開センターを含めて、マイクログリッドっていうですね、エネルギーを蓄電をさせて自家消費するという、そのシステムができないかっていうのを、今、検討しております。国の制度を活用してです。そういうことができ上がると、蓄電装置がきちっとあればですね、その蓄電を

活用して、設備に電気を供給できるので、そういうものも併せて役場の改修、山開センター等も含めてですね、是非、検討していききたいなというふうに考えております。

ただ、それが来年、再来年すぐできるかっていう部分は、なかなか難しい部分もあるので、まずは庁舎については、非常に職員も苦勞してるっていうのは十分、私もわかっておりますので、冷風機と、今、かなり性能が良いものないかとかですね、そういうものを調べさせておいて、なるべくそういうもので対応をできないかというものを検討させておりますので、そのときには、また補正予算等をお願いすることとなると思いますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） ありがとうございます。

町長もいろいろ今後のことについて対策を考えていただいているということで、大変嬉しく思います。

本当に金額も張るものですから、大変ですけど、やっぱり働く職員にね、体のことを考えると、やっぱり安心して働ける職場づくりをしていただきたいと思いますので、これからも、順次、1回には無理だと思うんですよね。でも、そういうことをこれからずっと考えていかなきゃならないと思いますけど、学童保育なんかも、来年度に向けて何か見込んでおりますか。はい。まだいいです。本当、大変だと思います。庁舎でもそういう電気関係から何から、大規模に改修しなければ無理だということですので、徐々にですね、いろんな方法もあると思うんですけど、なんか札幌では移動式エアコンっていう、スポットクーラーというんですか。札幌で1,032台の設置見込みとのこと聞いております。扇風機と違って、冷風の装置で応急措置にはなりそうなんですよね。そういうこともいろいろ鑑みて、今後の職員のことも考えて、各施設ですね、事務所とかそういうところだけでも、できるところから考えていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の御質問にお答えします。

まず、学童保育所には設置をいたします。それは、予算のほうでみております。今後なんです、私もやはり暑さっていうのは、今年だけっていうふうには考えられなく、やっぱり地球温暖化も含めながら、こういう状態が続くのではないかなっていうふうに考えておりますので、その中で、いろいろまず子どもたちの施設、高齢者の施設、そういう部分については、まずエアコンの設置というものを最重点的に設置をしていきたいというふうに考えているところです。その財源は、やはり、すぐいろんな国の財源というものはありますが、そういう部分をいろいろ検討しますが、それに見合うものがない場合は、基金等を崩しながら対応する、早くそういう対応することがやっぱり必要かなっていうことで、今回もいろいろ予算の中で補正予算を上げさせてもらった経過にあります。

今後、役場なんかもですね、本当は大規模改修をして、前からいろんな懸案事項の中で、外壁とか電気設備とか機械設備、もう役場自体が昭和60年に建築してますから、もう35年以上経っている建物ですので、一時は非常に新しいなと思ってますね、この周辺の役場の部分からいくと、非常に、冷房設備がない役場がだんだん少なくなってきたという、そういうのも聞いてはおりますので、検討は進めてまいりたいと思いますが、まずは暑さ対策としては、先ほど議員がおっしゃったですね、簡易冷房っていうのは、それは冷風機なんですね。ですから、その冷風機をかなり大型の部分も導入して、この吹き抜けですから、小さい部屋でしたらそれなりの簡易っていう部分は効果がありますが、そういうのをあんまり小さいのをつけても効果がないっていう、そういう部分は担当のほうからも聞いてる部分がありますので、まずは冷風機で対応しながらですね、それでも本当にもう暑さで全然対応が難しいということであれば、次の手を考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。ありがとうございます。

町長が前向きに考えていただいていることに理解いたしました。

どうぞ、これからいろんな面でね、またお金もかかるとは思いますけど、是非、そういう方向で、一つ一つ、1回にやるといったら大変だと思うんですよね。だから、一つ一つできるところからそういう対応をしていた

だきたいと思います。よろしく願いいたします。終わります。

○議長（熊谷雅幸） 答弁はよろしいですか。

○8番（赤石勝子） はい。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、赤石議員の質問を終わります。
これにて、一般質問を終了いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、同意第1号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第1号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

本審査委員会は、地方税法の定めに基づき、固定資産評価に関する納税者の不服を審査決定するために設置されております。

委員の任期につきましては、3年でございます。現在3人の委員が選任されております。

今回、選任同意をお願いします委員につきましては、蘭越町字大谷174番地8、中村信一さん、66歳であります。

これまで、7期21年委員をお願いしてございまして、12月3日の任期満了による再任をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

中村さんは、字大谷で土地家屋調査士事務所を経営されており、土地・家屋に関する知識と経験が豊富で、広く社会の実情に精通し、地域の信望も厚い方でありますので、地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査委員会の委員として選任いただきたく、お願いするものでございます。

以上、簡単ですが、御同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第1号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれに決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第6、議案第1号示談の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第1号車両事故に係る示談の締結について、御説明いたします。

事故発生日時につきましては、令和5年7月6日、午前9時30分頃で、場所は、喜茂別町中山峠の駐車場です。

事故の概要ですが、車両は町の福祉バスであります。昆布保育所の町外旅行で札幌市の円山動物園へ向かう途中、休憩のため中山峠に立ち寄り、園児・保護者を降ろし、その後、バックしたところ、十分な後方確認を怠り、駐車していた相手車両の前方バンパー部分に接触したものです。

示談の内容ですが、駐車しておりました相手方車両に福祉バス側の不注意により接触したことから、相手方車両の現状復旧費21万7,031円全額を町が負担するものでございます。

なお、示談の相手方は、磯谷郡蘭越町字湯里121番地153、角志氏で、随行された保護者でございます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、示談の締結について議会の議決をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号示談の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩をいたします。

再開は、14時15分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、後志広域連合が当組合へ新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の別表について変更するもので、地方自治法第286条第1項の規定により協議し、同法第2

90条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

参考資料①を御覧願います。

変更箇所は、アンダーラインを引いてあります。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の後志管内の項中、南部後志衛生施設組合の次に、後志広域連合を加えるものです。

なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(熊谷雅幸) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第8、議案第3号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第3号令和5年

度蘭越町一般会計補正予算第4号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は67億7,873万4,000円で、歳入歳出それぞれ4億7,224万1,000円を追加し、72億5,097万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、地方債の補正ですが、追加及び変更で、第2表地方債補正によるものです。のちほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。10ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額21万8,000円。特定財源のその他21万8,000円は、自動車損害共済金です。21補償補填及び賠償金21万8,000円。賠償金で、議案第1号の示談の締結で御説明させていただきました、町福祉バスの中山峠駐車場で発生した車両物損事故によるものです。

4目財産管理費、補正額301万4,000円。14工事請負費301万4,000円。旧川上小学校工作物撤去工事で、昭和41年に閉校した旧川上小学校の跡地に残存しておりました電気工作物・導水管等の撤去費用をお願いするものです。

15目気候変動対策・貝の館費、補正額99万1,000円。特定財源のその他25万円は、貝の館売店収入です。10需用費61万1,000円。消耗品費10万9,000円は、プリンタートナーです。次の修繕料35万2,000円は、海洋短波レーダ管理棟の断熱改修をお願いするものです。次の売店用品15万円は、貝の館内で販売しております売店用品の減少のため、追加をお願いするものです。12委託料31万円。海洋短波レーダ管理棟電気開通等委託料で、管理棟の設置に伴い、配線・申請手続きなど電気開通に要する費用をお願いするものです。17備品購入費7万円。海洋短波レーダ局の防犯対策として人感センサー照明器具を購入させていただくものです。

16目財政調整基金費、補正額3億5,000万円。24積立金3億5,000万円。前年度繰越金、普通交付税、臨時財政対策債の確定により、財政調整基金に2億円、公共施設整備基金に1億5,000万円を、それぞれ積み立てするものです。これにより、財政調整基金の残高は1

4億4,170万円、公共施設整備基金の残高は26億2,760万円となり、一般会計における基金残高は49億6,600万円となります。11ページになります。

17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額1,281万4,000円。特定財源の国道支出金1,269万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金691万4,000円。同じく接種体制確保事業補助金449万3,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金129万円です。また、その他11万7,000円は社会保険料です。事業内容ですが、1点目に、今月下旬から11月にかけて予定しております新型コロナウイルスワクチンの集団接種の実施に当たって、接種業務に必要となる費用1,152万4,000円の補正をお願いするものです。なお、接種対象者は12歳以上の一般接種となっております。2点目に、物価高騰に対する低所得者世帯への支援として、住民税非課税世帯を対象に一律3万円を給付するものとして、その関連費用につきましては、第2回定例会の一般会計補正予算で議決いただきましたが、支給対象者の増加に伴い129万円の補正をお願いするものです。1報酬114万6,000円。ワクチン接種に係る事務補助員の会計年度任用職員報酬109万6,000円と、時間外勤務手当5万円です。3職員手当等31万6,000円。ワクチン接種に係る職員の時間外勤務手当21万9,000円。管理職員特別勤務手当1万4,000円。会計年度任用職員期末手当8万3,000円です。4共済費31万円。市町村職員共済組合等負担金と社会保険料です。8旅費7,000円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償2,000円と、職員旅費5,000円です。10需用費38万4,000円。ファイルほか消耗品費24万5,000円。次の燃料費1万9,000円は、12ページになります。ワクチン接種に係る送迎車両等のガソリンです。次の食糧費5万1,000円は、ワクチン集団接種時の昼食です。次の医薬材料費6万9,000円は、消毒用アルコール・薬剤ほかの医薬品です。11役務費21万8,000円。通信運搬費で、ワクチン接種券等の郵便料17万3,000円と、電話料4万5,000円です。12委託料720万4,000円。臨時運転業務委託料4万8,000円。ワクチン接種業務に係る委託料713万1,000円。医療廃棄物収集業務委託料2万5,000円です。13使用料及び賃借料85万円。接種管理システム使用料61万円と、送迎車両の借上料24万円です。次のページになります。17備品購入

費 88万7,000円。軽量パーティションを購入させていただき、集団接種会場に設置するものです。18負担金補助及び交付金 149万2,000円。健康管理システム改修負担金 20万2,000円は、ワクチン接種に係るシステム改修費用をお願いするものです。次の低所得者世帯支援給付金 129万円は、前段で御説明させていただきました住民税非課税世帯を対象に一律3万円を給付するものとして、支給対象者が740世帯から783世帯となり、43世帯の増加が見込まれるため、129万円の補正をお願いするものです。

18目地熱開発蒸気噴出事故対策費、補正額 2,180万4,000円。特定財源のその他 2,180万4,000円は、蒸気噴出対策経費負担金で、6月29日に発生しました蒸気噴出に係る関連費用につきまして、事業者負担をもって歳出補正をお願いするものです。1報酬 6,000円。会計年度任用職員の時間外勤務手当です。3職員手当等 125万円。時間外勤務手当 100万円。管理職員特別勤務手当 25万円です。8旅費 32万8,000円。職員旅費で、らんこし米等農産物PRに係る旅費です。10需用費 217万円。消耗品費で、PR・販売用のらんこし米や米袋非常時の給水対応に係る非常用飲用水袋等の消耗品です。11役務費 1,805万円。通信運搬費で、電話料 5万円。14ページにまいります。水質検査手数料で、各水源地及び浄水場の水質を定期的に検査する費用として 1,800万円の補正をお願いするものです。

2款総務費 2項徴税费 2目賦課徴収費、補正額 153万9,000円。22償還金利子及び割引料 153万9,000円。町税過誤納金還付金及び還付加算金で、個人町民税の所得更生によるものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額 16万8,000円。特定財源のその他 15万円は、地域福祉基金指定寄附金です。1報酬 1万8,000円。民生委員推薦会委員報酬で、現在欠員となっております民生・児童委員1名の後任を推薦会で協議するものです。24積立金 15万円。地域福祉基金積立金で、2件の寄附がありましたので、積立させていただくものです。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額 11万4,000円。17備品購入費 11万4,000円。センターこんぶの居室用防災カーテンが汚れ等で使用できないため、新たに購入させていただくものです。

6目自立支援給付・措置費、補正額 85万4,000円。22償還金利子及び割引料 85万4,000円。障害者医療費負担金返還金 22万2,

〇〇〇円。障害者自立支援給付費負担金返還金47万4,000円。障害児入所給付費負担金返還金15万8,000円で、いずれも令和4年度の事業実績に基づき国及び道へ返還するものです。次のページになります。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額2,552万3,000円。特定財源のその他552万3,000円は、子ども・子育て基金指定寄附金10万円と、子ども・子育て基金繰入金542万3,000円です。18負担金補助及び交付金542万3,000円。蘭越ひばり幼稚園施設整備事業補助金で、冷房設備の工事費用を補助するものです。24積立金2,010万円。子ども・子育て基金積立金で、1件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくもの10万円と、前年度繰越金、普通交付税等の確定により2,000万円を積み立てさせていただくものです。

3目蘭越保育所費、補正額236万5,000円。特定財源のその他236万5,000円は、子ども・子育て基金繰入金です。12委託料236万5,000円。蘭越保育所空調設備増設工事実施設計委託料で、冷房設備の導入に当たって実施設計を要することから、委託料の補正をお願いするものです。

4目昆布保育所費、補正額511万5,000円。特定財源のその他481万8,000円は、子ども・子育て基金繰入金です。10需用費29万7,000円。修繕料で、昆布保育所の散水栓を井戸水から町水道へ切替修理するものです。14工事請負費481万8,000円。昆布保育所空調設備増設工事で、冷房設備の工事費用をお願いするものです。

5目学童保育所費、補正額459万8,000円。特定財源のその他459万8,000円は、子ども・子育て基金繰入金です。14工事請負費459万8,000円。学童保育所空調設備増設工事で、冷房設備の工事費用をお願いするものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額148万9,000円の減。特定財源のその他11万7,000円の減は、社会保険料です。今月下旬から11月にかけて予定しております新型コロナワクチンの集団接種の実施に当たって、事務業務を担っております会計年度任用職員の報酬等につきまして、当科目から2款の新型コロナウイルス感染症対策費へ予算科目を移行させていただくものです。1、3、16ページになります。4は、説明を省略させていただきます。

6目蘭越診療所費、補正額40万7,000円。10需用費40万7,000円。修繕料で、蘭越診療所敷地内の融雪水が国道へ流出するのを防ぐため排水溝を修理するものです。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額400万円。特定財源の国道支出金350万円は、農地利用効率化等支援事業補助金300万円。経営継承発展支援事業補助金50万円です。18負担金補助及び交付金400万円。経営継承発展支援事業補助金100万円は、次世代に継承する農業者1名が国からの事業採択を受けましたので、補助するものです。次の農地利用効率化等支援事業補助金300万円は、経営改善に資する農業者1名が国からの事業採択を受けましたので、補助するものです。

6目ほ場整備事業費、補正額75万6000円。農家負担軽減対策に伴う受益者負担率及び事業費の変更に係る補正になります。特定財源の国道支出金18万3,000円は、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金5万3,000円。中心経営体農地集積促進事業補助金13万円です。地方債の370万円は、豊国地区ほか4地区の道営農地整備事業債です。その他382万5千円の減は、豊国地区ほか5地区の道営農地整備事業分担金です。18負担金補助及び交付金75万6,000円。負担金として北海道土地改良事業団体連合会6,000円。豊国地区道営農地整備事業75万円で、いずれも追加で事業費の変更によるものです。

7目農業後継者対策費、補正額45万円。18負担金補助及び交付金45万円。補助金として、次のページになります。新規就農者育成対策事業で、農業研修生や受入農家数の増加に伴い、追加補正をお願いするものです。

8目育苗施設費、補正額30万円。10需用費30万円。修繕料で、給水ポンプ等が経年劣化により腐食し、来春の播種作業に支障を来たすことから、配管・バルブ等を修理するものです。

10目多面的機能支払事業費、補正額26万6,000円。特定財源のその他35万5,000円は、多面的機能支払事務交付金返還金です。22償還金利子及び割引料26万6,000円。多面的機能支払事務交付金返還金で、対象農用地の面積減少に伴い、交付金の国費及び道費を返還するものです。

12目研修農場費、節間の移動になります。8旅費73万5,000

円。職員旅費で、東京都で開催される薬草を使った食品展示会への出展を2回から3回に変更するものです。10需用費43万5,000円。消耗品費60万円は、展示会参加に伴う薬用植物の試薬品を追加するものです。次の印刷製本費16万5,000円の減は、PR用チラシの見直しによるものです。11役務費45万円の減。食品飲料展示会参加手数料で、参加手数料の見直しによるものです。13使用料及び賃借料72万円の減。除雪機械等借上料で、薬草食品乾燥機の借上料の見直しによるものです。

7款商工費 1項商工費 5目交流促進センター雪秩父費、補正額208万円。特定財源のその他8万9,000円は、社会保険料です。1報酬89万7,000円。会計年度任用職員報酬で、雪秩父を勤務地として観光振興支援に携わる地域おこし協力隊1名の報酬をお願いするものです。18ページになります。3、4は説明を省略します。8旅費6万9,000円。地域おこし協力隊員の通勤に係る費用弁償と旅費です。10需用費41万6,000円。消耗品費3万円は地域おこし協力隊員の消耗品です。次の修繕料38万6,000円は、雪秩父の温泉ポンプから異音が発生し不具合が生じているため、送水ポンプの分解掃除をお願いするものです。18負担金補助及び交付金42万5,000円。地域おこし協力隊員助成事業補助金で、地域おこし協力隊員の、住宅料・通信費・自動車借上料・自己研さん研修費を助成するものです。次のページになります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 6目除雪費、補正額2,574万円。12委託料2,574万円。町道除雪委託料1,695万9,000円。私道除雪委託料128万1,000円。排雪運搬委託料750万円は、労務単価、機械損料、燃料単価等の上昇により、予算に不足が生じることから追加補正をお願いするものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額233万2,000円。10需用費233万2,000円。修繕料で、融雪により普通河川鮎川の法面崩落が確認され、雨による崩落範囲が拡大する恐れがあることから、法面修復費用をお願いするものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額87万4,000円。10需用費87万4,000円。修繕料で、昆布B団地ほか設備の故障や損傷の激しい換気扇、壁紙、手すり等の修繕をお願いするものです。

2目町営住宅管理費、補正額149万9,000円。17備品購入費149万9,000円。昆布・名駒・港の低家賃住宅の玄関階段に新たに手摺りを購入し設置させていただくものです。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額178万9,000円。11役務費178万9,000円。20ページにまいります。大谷公園公園設備撤去手数料で、公園内のネットポール、水飲み場ほかの撤去費用をお願いするものです。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額292万6,000円。特定財源のその他292万6,000円は、子ども・子育て基金繰入金です。12委託料292万6,000円。蘭越小学校空調設備増設工事実施設計委託料で、冷房設備の導入に当たって実施設計を要することから委託料の補正をお願いするものです。

2目教育振興費、補正額108万4,000円。19扶助費108万4,000円。要保護・準要保護世帯就学援助費で、支給認定者の増加によるものです。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額11万円。18負担金補助及び交付金11万円。体育振興奨励事業補助金で、蘭越野球スポーツ少年団ほか野球・卓球競技の全道大会出場に当たって、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。

つづいて、歳入に戻ります。6ページをご覧ください。

12款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税、補正額3億1,212万7,000円。1地方交付税3億1,212万7,000円。普通交付税の確定により追加するものです。

14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、次のページになります。17款道支出金、19款寄附金、8ページにまいります。20款繰入金は説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額1億1,607万7,000円。1繰越金1億1,607万7,000円。前年度繰越金です。

22款諸収入、9ページになります。23款町債 1項町債 4目農林水産業債は、説明を省略します。

9目臨時財政対策債、補正額1,531万4,000円の減。1臨時財政対策債1,531万4,000円の減です。次に、3ページを御覧願います。

第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。

追加で、起債の目的は、公共事業等債で、豊国地区道営農地整備事業ほか4地区の事業債を追加するもので、限度額を370万円とするものです。

次に、変更でございますが、臨時財政対策債ですが、補正前の限度額は3,000万円でしたが、1,531万4,000円を減額し、1,468万6,000円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 二つほどお聞きいたします。

財産管理費のですね、旧川上小学校作工物撤去工事についてと、修繕料、10ページの修繕料の昆布B団地熱交換器等、換気扇ほかについてお伺いいたします。

旧川上小学校ですね、44年閉校ということで、私10歳ぐらい、小学校、確か3年生ぐらいだったと思いますが、そういう小学校が蘭越町にあるんだなっていうのを何気に覚えてまして、約、もう54年前なんですけど、作工物、突然今、何で撤去工事が始まるのかということと、何が残ってて、急にこういう項目が出てきたのはなぜなのかっていうのをお伺いしたいのと、修繕料ですね、住宅の公営住宅の修繕、これって住んでた方の原状復帰は義務じゃないのかなと思うんですけど、今、壁紙だとか、汚れてるやつを交換しますというんですけども、これ生活しててもですね、汚れ等による破損は入居者の責任じゃないかと思うんですけども、例えば、歳入見てもですね、入居者の負担がなんぼあってそれ以上オーバーした分を払いますという状況でもないような感じするんですけど、そのへんの御説明をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 御質問の旧川上小学校の撤去工事について、回答いたします。

旧川上小学校ですけども、建設されたのが昭和33年、それで閉校が41年ということで調べまして、なぜこの話が出てきたかといいますとですね、土地の所有者から撤去を求められてるところなんですけども、ずっとたどっていったらですね、ここの土地の所有、蘭越町の名義になったことは過去に一度もないんですけども、そういったところの中で、民地であってですね、町の所有者の方からですね、この物件をちょっと取り除いてほしいという依頼が求められました。

それで、実際、ここの場所は、当時学校だけでなく、地域でもですね、電気を使ってたようで、水力発電施設といいますか、鉄筋コンクリートの、そういう発電工作物、それからそれを引く水の導水管、それが民地の中に、埋め込まれておりまして、それが残存して残っております。ということで、この残存物件を現所有者から撤去を求められておりますので、この物件は、当時の町の持ち物だというふうに判断しましたので、撤去費用をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 修繕料、住宅の修繕料の関係だったんですけど、入居者の負担ではないかということだったんですけど、入居者負担っていう場合もございます。退去する場合ですね、うちのほうで立ち会って、中を確認して、これは入居者、入居者が、例えば傷付けたものであれば、入居者負担というふうにして、入居者に負担させてもらってるんですが、今回の補正する内容なんですけど、これは検査した上ですね、これは経年劣化によって、入居者、生活してて、生活している間に経年劣化というのが発生するものですから、その経年劣化によって、この故障したもの、あとは壁紙なんですけど、壁紙ですね、以前にうちのほうで、町のほうで修理した経過があったものですから、そのへん全面的に修繕できれば良かったんですけど、一部分しか修繕しなかったとかっていう、そういう経過があったものですから、今回は町のほうで全部修繕のほうみさせてもらうということで、修繕料を計上させていただいております。お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 川上牧場のほうはわかりました。川上牧場じゃない、川上小学校の件については結構です。

これ、修繕についてですね、結局、よく分からない、例えば、その前にある部分だけ修繕してて、今回、また経年劣化なのか、住んでて汚くなったのかわからないですけども、何かそのへんの規定が何か一本なんかきちっとしたのがないような気がするんですよね。例えば、なぜ中途半端なっていうか、やって、次また新しくなったので、追加工事みたくしてやったから、蘭越町の責任でやったんだっていう話なんですけども、壁紙とか何とかってのは、経年劣化っていうよりも住んでる人の生活感に汚れるものじゃないのかなって思うんですよね。違うのかな。タバコ吸ってたりなんかしてても、キッチンで何かやって蒸気だとか何とかいろんなものでもクロスなんていかれてくるんじゃないかと思うんですけども。だから、例えば生活してておかしくなったやつは、故意でなかったら全部、普通に生活してたら全部、蘭越町で持ちますよっていうことなのかな。例えば、それが壁を穴開けたりなんかしたら、それは開けた住人の責任で直すのか。そのへんのなんか区分けってどうなんだろう。例えばね、ペット飼ってました。ペット飼ってて、ペットの壁紙をちょっと臭いがついたとか、穴開いたのは、その場合はどういうふうになるのか、そのへんの規定がね、よくわからないんですけども、その住宅に入る場合、契約書に見てないからわからないんですけど、そのへんちょっと説明してもらえませんか。基準が。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） その基準なんですけど、今、永井議員が言われたとおりですね、生活によって、例えばたばこによって壁紙が汚れただとかっていうのは、今もう入居者の負担で全部変えさせてもらってます。あと、そのガスレンジの周りの油汚れだとかっていうのも、御自分で掃除して取れないものであれば、専門業者、掃除屋さんをお願いして、きちんとした、入ったときの状態にしてもらうというのを基準にさせてもらってます。この今、補正あげてもらった、上げさせてもらってる部分では

すね、ちょっとかなり、以前に入られたときの、その基準で、担当者がやっぱり変わるものですから、そのときの退去検査のやり方だとかによってですね、少し見落とされた部分だとかっていうのがありまして、退去するときに、例えば入居者が入ったときからこういう状態だったよと言われてしまったらですね、それはちょっと町のほうで負担しないとならないっていう事態にもなりますので、今回はそういうケースで補正をお願いさせてもらったところです。お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 話が大体わかってきたんですけども、やっぱり、そのへんきちっと、後からこういう状態だったよって言われたって、その証拠もなかったらどうにもならないんで、やっぱりきちっとその状況ってというのは写真撮影しておくとかね、きちっとその基準を設けるだとか、きちっと明確な基準を設けないと、変な話ね、ペットを飼ってもいいようになったんでしょ。なんかなってるのかどうかわかんないけど、ペットの例えば臭いなんて取れないよね。そういうのとか、シミだとかね、例えば水が、例えば大雨でどうしても窓から侵入して壁にあって雨だれみたいのがついたとか、事故、不慮の事故みたいな状況とちょっと違った場合は、もうはっきりわかるように、明確にわかるようにやっぱり今後する必要があるので、そのへんの管理っていうかですね、お願いしたいなと思います。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 今ですね、その退去時だとかっていうときに、入居するときもそうなんですけど、その入居者説明っていうのは、もちろん立ち会ってもらってですね、見てもらって写真を撮影したり、そういう証拠を取ってですね、そして今度出てもらうときには、以前こうだったよっていうことで、提示しながら進めてますのでお願いいたします。あと、ペットにつきましても、そういう匂いだとかっていうのはどうしても残ってる場合は、やっぱりその壁紙だとか、最悪の場合は壁紙全部変えてもらうだとかっていうような、措置をさせてもらってますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

最後の基金の繰入金と積立金について、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど、基金の繰入ってということで、子ども・子育て基金から2,013万円ということで、繰り入れていると、基金を取り崩して、その部分については、先ほど、学校、または保育所の空調施設のほうに充当されているということの御説明がございました。それで歳出の15ページなんですけど、民生費の部分で、この部分の積立金で、子ども・子育て基金で2,010万円積み立てると予算計上されております。基金を2,013万円と2,010万円下ろして積み立てる、相殺するとゼロというような感じなんですけども、それで、この空調施設の部分で、その子ども・子育て基金を取り組んで充当するという部分もあるのかなと思うんですが、この部分で公共施設の整備基金っていうものも充当することが可能ではなかったのかなと思うんですよね。それで、基本的に相殺するとゼロになっちゃうので、多分、地方交付税とか3億2,000万、または前年度の剰余金が1億あったと、これは予算に余裕がある。そうすると、基金を取り崩さなくても、2,000万は確保できて、今回の予算はその部分で計上できたんじゃないのかなと思うんです。基金を取り崩さなくても。逆に、基金をここで公共施設に1億5,000万ですか、積んでいるのであれば、その分の2,000万を一般財源につけてこれもできたんじゃないのかなと思うんです。それで、その経過についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

まず、今回9月の定例会を迎えるに当たって、財源の整理につきましては、まず繰越金の確定、そして普通交付税の確定、そして臨時財政対策債の確定と、まずこの3本の財源整理をしたところですよ。繰越金につい

では、補正後の財源としては1億7,500万、留保分、それから普通交付税、先ほど言った3億1,200万で、臨時財政対策債が1,500万の減ということで、余剰というか、その原資に当たるのが4億7,100万円、この部分について積み立てるのと、要はこれから使う財源をですね、まず一番先に念頭に置くわけなんですけども、これからまだ雪の降り方によっても、除雪費用数千万かかる、それから災害対応に係る財源、それから建物、設備、車両等の修繕に係る財源、それから過疎債ソフト分の充実に伴う上限充当の部分に伴う財源等々、約1億円ぐらい、今後留保しておかなきゃならないと考えておりました。その分の1億を差し引いた分の約3億7,000万円をどういったふうにして、元に戻すというか、財源に積み立てるかということを考えてときに、まず財政調整基金、これはルール上で約2分の1、1億8,000万を超える程度ということで、2億円積みかせていただいております。公共施設整備基金は、当初予算で1億5,000万、取り崩し予算見てますので、1回、ここで予算を戻させていただいて、1億5,000万積みかせていただいて、そして淀谷議員から、再三、子ども・子育て基金、これについても、積立の考え方もありますので、これについては、また今後も財源留保分については、子ども・子育て基金も考えていきますが、現在、この段階については、2,000万積みかせていただいて、全額で3億7,000万、これを積立金として今回詰まらせていただいております。ですので、今後の補正に伴う約1億を、それを持ってなければならないということを前提に、この分の財源考えておりますので、結果としては2,000万取り崩しに、子ども・子育て基金から崩すかたちになってますけども、行き来になったっていうことの方でお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 行き来になった、わかったんですよ。だから、それであれば2億取り崩さなくてもよかったんじゃないのかなということなんです。2億分をそのまま使えば、一般財源で使えばよかったんじゃないのかなって、できたんじゃないのかなと思うわけですよ。それと、そう思っております。それで、もしですね、このままの予算でいくと、保育所と蘭越小学校は、これからの増設工事ということで、今回は委託と、設計

委託、ほかの昆布とかそういうところは、設置の部分について、子育て基金を使ってやってると。そしたら今後、昆布保育所とか、蘭越保育所とか蘭越小学校の分は子育て基金を取り崩してやっていくのかというような不都合が生じると思う。もし、いや、自分で考えるのはね。相殺をとるのあれば、それであるなら、公共施設整備基金を取り組んでやっていったほうが、今の段階でね、やっていったほうがよかったんじゃないのかなと思うわけでありませう。それで、学校なんかの部分で、これから年度内にやるのか、来年やるのかわからないんですけども、何て言うのかな。学校なんかの場合は、全道的には普通学級かな、エアコンついてるのは16.5%程度だと、ちょっと聞いたんですよ。そして、完全に学校のエアコンがついてる、完了してる地域、町村は何を使ったかということ、政府の交付金があったらしいんですよ。それを利用して設置完了してっていうことを伺いました。それで今後、やはり小学校、蘭越小学校とかやっていく場合に、そういう政府の補助金もあるのではないのかなと、またそういうところもさせていけばいいのかなと思っております。ただ、今回、予算を子育てに使うと、次の分も子育ての基金かなということになるので、やはりそのへんは子育てでなくて、公共施設整備か、それから今回、財源余裕があったので、基金を取り崩さないで、それらの前年度か、地方交付税かな、それで充当してやっておけばよかったのかなという考えでおります。そういうことで、先ほど言った相殺するのは確かなんですけども、そういうやり方もあるのかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきました。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 淀谷議員の考え方については十分御理解いたしました。

その上で、今回、その子ども・子育て基金を活用して、小学校、保育所等については、財源として使わせていただいておりますが、先ほど町長の、一般質問の中で、移動政調会等々の要望の中です、今後、補助金の活用というのも十分あります。そういった中で、その補助金とです、あと高齢者センターだとかいろいろな施設は当然、公共施設整備基金をもって考えております。ただ、今、その繰越金の考え方と、財源の考え方、いろいろあると思うんですけども、今回はそういう要望、各子育て団体、

それから学校とかの強い要望もありましたので、そういう子どものための基金として存在してる基金ということで、あの1回、この基金を使わせてもらってるっていうところから財源を考えておりましたので、そういう理解でお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

ちょっと恐縮なんですけれども、15ページの衛生費で、コロナワクチンの接種業務のために人件費の振替をしております。それで、関連付けということではないんですけれども、実は、3月に私、一般質問で、带状疱疹のワクチン接種についての町の助成の支援について、質問をさせていただきました。実は、非常に町民の皆さんからの反響がありましてね、良いことを言ってくれたと、いつからできるんだということですね、最近もよく言われるんですよね。それで、一般質問の答弁で、年度途中の実施も含めて、是非、前向きに検討していただきたいという、そういう質問をしたんですけれども、様々、先行してやってる町村の事例とかですね、あるいは国の動向とか、担当のほうで検討されてると思うんですけれども、現状で、年度途中からの実施ということができるのか。あるいは、もう少し整理をして、例えば、新年度からということになるのかですね、現状の中の検討状況をお知らせいただければ、何か問い合わせがあったときに私も責任持って答えられるんだな、こういうふうに思っておりますので、状況の説明をしていただければありがたいんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 難波議員の御質問にお答えいたします。

3月定例会で議員さん、議員より質問がありまして、町長からまだ任意の接種でありますけれども、他町村の接種の取組の評価を見極めて、助成制度について検討したいということで回答しまして、町長から検討するようにと指示を受けています。現在、他市町村の助成する対象年齢だ

とか、助成額、申し込み状況など確認して整理をしているところです。

6月に昆布温泉病院の事務長と相談、ちょっと打ち合わせをさせてもらいまして、この件について、実際に接種をされている状況だとか、それから、仮に町のほうで助成制度を設けた場合、対応できるのかどうかとかということ打ち合わせをさせていただきました。その中では、接種数につきましては、かなり少ない状況であるということでした。それと、助成制度につきましては、会計の事務については対応はできるということでしたけども、まず実施するまでには、院長と、まず確認を、院長への相談、それから薬局との打ち合わせも必要になるということで回答いただいておりますので、また改めて協議したいということで、お話は終わりました。それと7月にですね、道内の全市町村のホームページへ確認しまして、確認できる範囲で助成制度がやっってるかどうか、有無を確認をしました。今年度、5年度ですけども、助成制度を実施または予定しているところが確認できたところで26市町村ありました。助成する対象年齢も50歳以上が20町、65歳以上が3町、それから50歳から5歳刻みが1町だとか、いろいろ対象年齢がばらついておりますけども、薬事承認されているワクチンを使いますので、この薬事承認されているワクチンの対象年齢というのは50歳からということになっておりますので、その50歳が多数を占めているという現状にありました。助成するそのワクチンと、その助成額ですけども、水疱瘡と帯状疱疹の専用のワクチン、両方とも助成しているのが17、水疱瘡のみが2、帯状疱疹の専用だけが5、助成額はそれぞれ、水疱瘡のワクチンは1回接種ではあるんですけども、おおむね4,000円から全額までの幅がありました。多くは5,000円前後が多かったです。帯状疱疹専用のワクチンにつきましては、これは2回接種が必要で、1回5,000円から全額補助、助成するという、これも幅がありまして、おおむね接種費用とされる2万円超ですね、2万円を超える額ですけども、大体その半額の1万円台が多数を占めていました。町長からも先ほど言いましたけども、検討するように指示が受けておりますので、新年度明けて6月に、新年度からこの新たに予算化したワクチン接種の助成に取り組む町村に、後志の2町ですけども、助成の申請があるその状況、それから反響など確認をさせてもらいました。ただ、まだ予算化したばかりで、まだ取り組みされていない、もしくは周知したばかりで実績がないという状態でしたので、半年後、9月頃をめどに、もう一度申し込み状況は検討事案ないかどうか

か確認をしようということでした。先週までには後志管内の6町村確認をさせてもらっています。今後、先ほどホームページ確認、全市町村のホームページで確認できたうちの人口規模、同じくらいの数市町村にも助成の状況等を確認をしまして、それを整理した上で、まだ任意接種、これは国のほうからも定期的になるといような情報が来ていませんけども、任意接種であるということ、それから、先行の町村の取組状況の確認を基にしまして、助成制度の設定の可否、それから、仮に設定した場合の対象年齢をどこにするのか、助成額をどうするのか、これは予算の範囲の、予算にもかなり影響してきますので、それと医療機関、これも選定をしなければなりませんので、これを含めて内部で検討したいというふうに今、進めているところです。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 詳しく教えていただきましたけど、あまりそういう中身詳しいことはですね、要は聞いてもわかりませんので、要は現状ここまで検討をして、おそらく12月ぐらいには決定して、1月からできる。あるいはもっとかかって、結局は新年度からになるというあたりまでですね、そういうあたりがもし担当としてできないのであれば、今、現状、検討してますというようにあたりをもう少し詳しくお聞きしたいんですけど。

○議長（熊谷雅幸） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 最終的には整理した段階で町長との打ち合わせが必要になりますけども、今、考えてるのがまだ任意接種であるということ。これもちょっとまだ担当としては引っかかっております。というのは、定期予防接種になりますと、コロナウイルスのワクチン接種と同じで国の賠償っていいですか、健康被害についての審議会がありますけども、任意についてはこれがないものですから、それを補完するもの、これはないわけではないんですけども、そのへんの整合性もちょっとまだどうするのか今ちょっと悩んでいる途中です。ただ、難波議員ほうで、3月の確か議会のほうの質問の中で救済という言葉がありました。定期予防接種というのは、公衆衛生上で集団の感染を防ぐという目

的、それと任意であれば、自分の感染を防ぐというもとに今、定期予防接種でA類、B類に分かれてますけども、まだそのA類、B類にも決まってませんけども、その例えば高額である専用ワクチン1回につき2万円ちょっと、2回接種したら4万超えるという現状ですので、そのへんを、これが対象年齢等もちょっと今、悩んでるんですけども、もし実際にやるとすれば、例えば高齢者の経済的負担を軽減するという意味で、対象年齢を65歳にしたらどうかとか、そういったことを今、検討をしています。それで、ほかの町の状況、こういった反響があるのか、そのへんをちょっと今、確認を、もう少し詳しく調べて、町長含め内部で検討して、OKが出ればその時点で補正、もしくは新年度というように取り組みたいというふうに、今、考えてますけど、まだもう少し検討させて欲しいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 困らせる気は全くないんですけども、要するに、困っておられる方は、要するに本人の体調の問題もあって複数回かかる人もいます。しかもかかったら非常に重症化する恐れもあるから、しかし、高額なのでなかなか受けられないという状況を、なんとか町でそういうものを支援をしてくれないかっていうことなんですよ。だから、その任意接種だから、それは国としてまだ変わってないからとか、そういう状況はわかるけれども、それを町民の人は、それはどうでもいいってちょっと語弊がありますが、それはいいんです。要は、町がその、今のその任意接種の中であるけれども、町として支援の手を差し伸べようという制度、仕組みを作れるかどうかということなんですよ。だから、対象年齢何歳にするか、それもあってしょうし、その助成額をいくりにするかっていうこともあるでしょうけれども、今のお話でも、全道的にもそれを先行してやる、数十市町村あると。後志でもかなりの町村があるということですから、それぞれの町村の中でどういう枠組を作るかということは検討して、実施をされてるわけですから、蘭越町としてもそれに乗り遅れないようにやってほしいということの検討を、是非、スピード感を持ってやってほしいと。それがもう年度途中はもう無理だとすれば、それはそれでいいんですけども、無理だということがわからないうちは、こっちからボールをそっち側に投げかけてるわけですから、返

球されてないと、私としては言ったはいいけど一体どうなってるんだってということが、町の人に伝えられないわけですよ。ですから、そのことを早くやってほしいという、そういう再度のお願いですので、是非、検討していただきたいということで、答弁は結構ですけども、そういうお願いをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は、15時25分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第4号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただいま上程されました、議案第4号

令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は6,232万8,000円で、この総額に10万4,000を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,243万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 2目訪問介護等事業費、補正額10万4,000円。10需用費10万4,000円の追加。修繕料で、要支援者の定期モニタリングや移送などで使用する福祉車両の破損した右後部ドアを修理するため、補正するものです。

次に、歳入について、御説明いたします。5ページを御覧願います。

4款諸収入 2項雑入 1目雑入、補正額10万4,000。1雑入10万4,000円。自動車損害共済金です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第5号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第5号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第2号につきまして御説明いたします。

第2条は、予算第4条の2に定めました特例的収入及び支出を、令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計の決算額の確定により、未収金1,097万7,000円を1,139万5,000円に、また未払金309万1,000円を243万円にそれぞれ改めるものです。

今回の補正は、地方公営企業会計方式へ移行したことに伴いまして、簡易水道事業特別会計は、令和5年3月31日をもって終了する、打ち切り決算となります。

このため、打切時点での未収金、未払金は、これまでの歳入歳出決算及び事項別明細書では収入未済額や不用額に含まれ、地方公営企業会計方式では、令和5年度予算の特例的収入及び支出として整理するものであります。

なお、決算額の確定により、次のページ以降に添付しております財務諸表であります予定キャッシュフロー計算書、令和5年4月1日時点の開始貸借対照表、令和6年3月31日時点の予定貸借対照表もそれぞれ所要の項目の金額が変更となっておりますので、後ほど御覧願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第11、議案第6号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第6号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

第2条は、予算第4条の2に定めました特例的収入及び支出を、令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計の決算額の確定によりまして、未収金497万5,000円を501万3,000円に、また未払金619万6,000円を449万7,000円にそれぞれ改めるものです。

農業集落排水事業会計におきましても、未収金、未払金につきましては、簡易水道事業会計と同様の整理をしているもので、また、次のページ以降に添付しております財務諸表につきましても、所要の項目の金額が変更となっておりますので、後ほど御覧願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、認定第1号から認定第11号まで、令和4年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

坪田代表監査委員。

○代表監査委員（坪田和昭） ただいま議長より報告を求められました決算審査意見につきまして、御報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から提出された令和4年度蘭越町一般会計、各特別会計決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、令和5年8月18日から31日まで、実質6日間、向山監査委員とともに審査をさせていただきました。

審査に当たっては、決算書に基づき関係諸帳簿及び証拠書類などによ

り照査、検討を行った結果、決算は計数的に適正であり、内容についても間違いのない、適正であると認められました。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、経済社会活動が正常化に向かっている中で景気は緩やかに回復しているということではありますが、本町を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況の中に続いておると思います。物価の際限ない上昇などは町民の生活にも多大な影響をもたらすことから、事務事業の着実な推進を図っていただきたいと切に希望いたします。

終わりになりますが、決算審査に当たって、関係書類の整備が適切になされていたことについて、各関係職員の努力に敬意を表します。

以上、簡単でございますが、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって代表監査委員からの決算審査の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の正副委員長の選出は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 選考委員長から選考結果の報告を願います。
9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 互選の結果、選考委員長に決算特別委員会の委員長及び選考委員長に、私、柳谷を選出いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果について、報告をいたします。

委員長は5番金安議員、副委員長は6番向山議員を選考いたしましたので、御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長には5番金安議員、副委員長には6番向山議員と決定いたしました。

なお、決算特別委員会の日程につきましては、15日、午前10時から開催いたしますので、お知らせいたします。

○議長（富樫順悦） 日程第13、意見書案第1号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいま上程されました、意見書案第1号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、御説明申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史や気候などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時、災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や観光を支える道路の整備が必要不可欠ですが、地方財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保するため、国においては、次の1番、新たな財源の創設及び必要な予算の確保から、次のページになりますが、9番人員体制の充実強化を図ることまで、9の項目について特段の措置を講ずるよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

よろしく御審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を採択いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書案を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 3時44分 延会